

# 北方町 高齢者福祉計画(案)

令和6年1月  
北方町



# 目次

第1章 計画策定にあたって	
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 計画策定の体制	3
5. 本計画策定における国が示すポイント	4
6. 地域包括ケアシステムの深化・推進	6
7. SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進	7
第2章 高齢者の現状	
1. 人口と世帯の状況	8
2. 要介護・要支援認定者数の状況	11
3. 介護・医療施設等の状況	13
4. アンケート調査の概要	15
5. 北方町における主要課題	20
第3章 計画の基本的な枠組み	
1. 基本理念	24
2. 施策体系	25
第4章 計画の内容	
基本目標 1 つながりと信頼で高齢者を支えるまちづくり	26
基本目標 2 高齢者が健康でいきいきと輝くまちづくり	31
基本目標 3 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり	36
基本目標 4 高齢者が安全に暮らせるまちづくり	39
第5章 計画の推進体制	
1. 計画の進行管理	45
2. 計画の推進	45
資料編	
1. アンケート調査結果	46
2. 北方町老人福祉計画策定委員会設置要綱	76
3. 北方町老人福祉計画策定委員会名簿	77





# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国の高齢化は進んでおり、令和5年1月1日現在、65歳以上の総人口に占める割合である高齢化率は28.6%となっています。

また、令和7年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に、令和22年には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、さらなる高齢化の進展が見込まれています。

今後も高齢化が進行する中、ひとり暮らし高齢者の孤立化、高齢者のみの世帯の増加による老老介護、認知症高齢者の増加、高齢者への虐待や権利の侵害、家族介護の負担とそれに伴う介護離職など、高齢者をめぐる様々な課題が浮き彫りになっています。

さらに、高齢の親が引きこもりの子どもと同居している8050問題や、親の介護と子どもの世話を同時に行っているダブルケア、子どもが家族の世話をしているヤングケアラーの問題など、適切な支援につなげにくい課題への対応も求められています。

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、今後は地域が連携して高齢者を支えるとともに、必要に応じて、高齢者福祉サービスや介護サービスなどを効果的に活用できる社会を築くことが重要です。

また、国においては、地域社会全体のあり方として、制度や分野ごとの縦割りや「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会の実現」が提唱されています。

今般策定期を迎えた「高齢者福祉計画」においても、第9期となる「介護保険事業計画」において推進されている「地域包括ケアシステム」の深化、推進に取り組むとともに、多様な課題に対応しつつ、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを地域とともに作り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」をめざす計画となります。

当町においても、北方町、瑞穂市、本巣市で構成されるもとす広域連合が策定する「もとす広域連合介護保険事業計画」と整合を図りながら、地域包括ケアシステムの推進から地域共生社会の実現をめざし、本町における高齢者福祉施策の基本的な考え方やめざすべき取組等の見直しを行い、新たな「北方町高齢者福祉計画(以下「本計画」という)」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく『市町村老人福祉計画』として策定するものです。

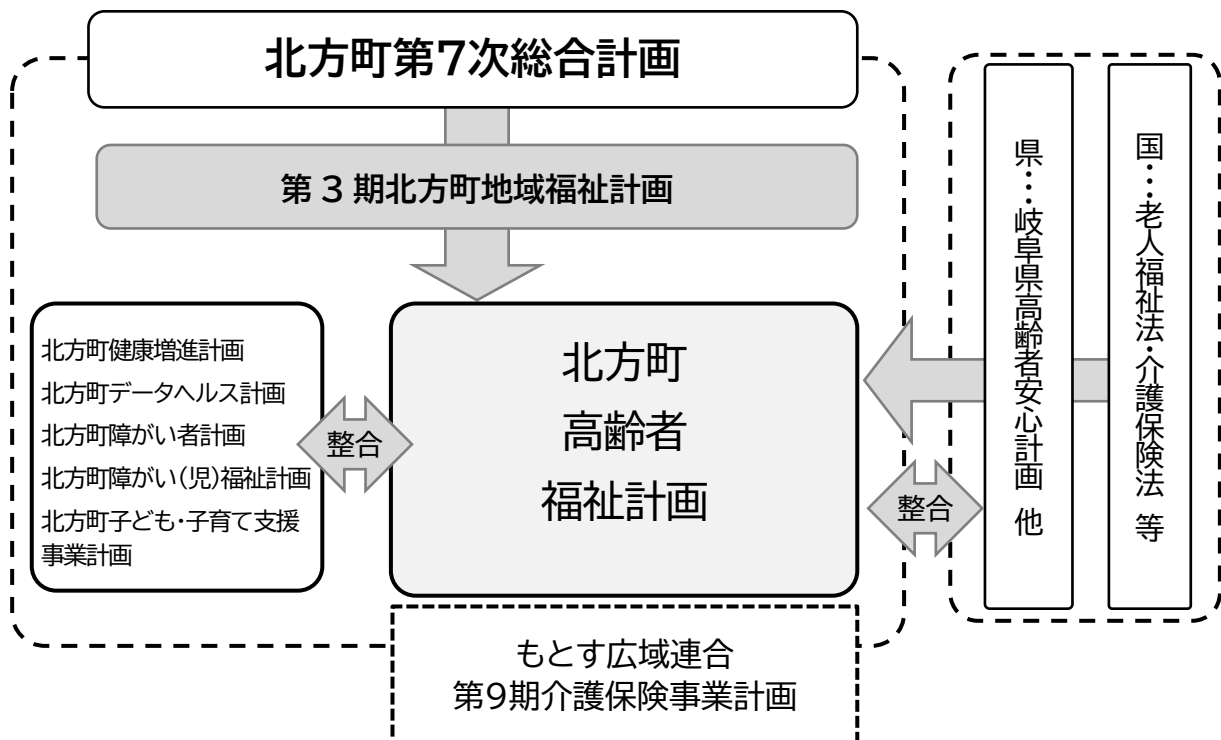
### (2) 計画の性格

本計画は、本町に住むすべての高齢者を対象とし、もとす広域連合が担う介護保険事業を除いた高齢者福祉施策の総合的な計画です。

### (3) 関連諸計画との関係

本計画は、本町の上位計画である「北方町第7次総合計画」や「第3期北方町地域福祉計画」等、本町が作成した各種関連計画と、「もとす広域連合第9期介護保険事業計画」との整合性を図るとともに、国及び県が策定した関連計画も踏まえつつ、本町における高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

#### ■ 計画の位置づけ



### 3. 計画の期間

本計画と整合を図る介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっています。

「もとす広域連合第9期介護保険事業計画」の計画期間は2024年度から2026年度であるため、本計画も同一の3年間を計画期間とします。

#### ■計画の期間

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和22年度
北方町 高齢者 福祉計画	前期計画			今期計画 (本計画)			次期計画			団塊 ジュニアが 65歳に
もとす 広域連合 介護保険 事業計画	第8期計画			第9期計画			第10期計画			
				団塊の世代が 75歳に						

### 4. 計画策定の体制

#### (1) 計画策定委員会

幅広い知見を集め、総合的な検討を進めるため、町内の福祉・医療関係者などから構成する「老人福祉計画策定委員会」を設置し、この委員会において協議を行いました。

#### (2) アンケート調査の実施

高齢者の現状や介護保険サービス、福祉サービスなどに関する意向を把握するために、もとす広域連合においてアンケート調査を実施しました。この結果から、本町における現状と課題を分析し、計画に反映させました。

#### (3) パブリックコメントの実施

計画案を町のホームページ等で公開し、広く町民の意見を集め、計画への反映に努めました。



## 5. 本計画策定における国が示すポイント

---

今期計画期間中に、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を迎えることとなります。

一方で、全国的にみれば、高齢人口はいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を超えるまで増加傾向が続く見込みであり、さらに75歳以上人口は2055年(令和37年)まで増加傾向が続く見込みです。

今後、急激に高齢化が進行する地域もあれば、高齢化がピークを越える地域もあるなど、人口構成の変化や介護ニーズ等の動向は地域ごとに異なります。

こうした地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な取組や目標を、優先順位を検討した上で進めて行くことが重要となります。

こうした背景を踏まえ、第9期介護保険事業計画においては、以下の3つのポイントが示されています。介護保険事業計画と一体的に策定する本計画においても、国が示す指針を踏まえて策定しています。

### ■ポイント1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## ■ポイント 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

## ■ポイント 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上

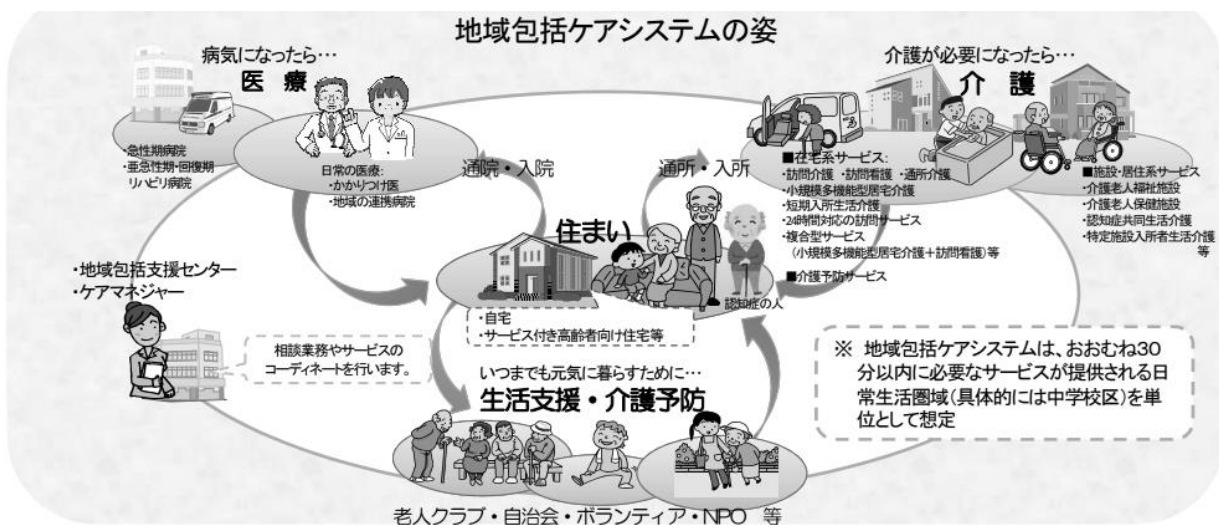
- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組(標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化)
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## 6. 地域包括ケアシステムの深化・推進

全国的に高齢化や人口減少が進み、地域における人と人とのつながりが希薄化している中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体がつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を掲げています。

その中核的な基盤となる「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域で支え合いながら、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制をいいます。

今後は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据え、ますます増加することが見込まれるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの一層の深化・推進を図ります。



※出典:厚生労働省ホームページ

## 7. SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

SDGsの17の目標は、世界の都市に共通した普遍的な課題です。また、「誰一人取り残さない」という考えは、高齢者を含む本町に住む全ての人々が、相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を目指していくという本計画の方針にも当てはまるものです。そのため、高齢者福祉施策を推進するに当たってはSDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、高齢者の最善の利益が実現される社会を目指します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 第2章 高齢者の現状

### 1. 人口と世帯の状況

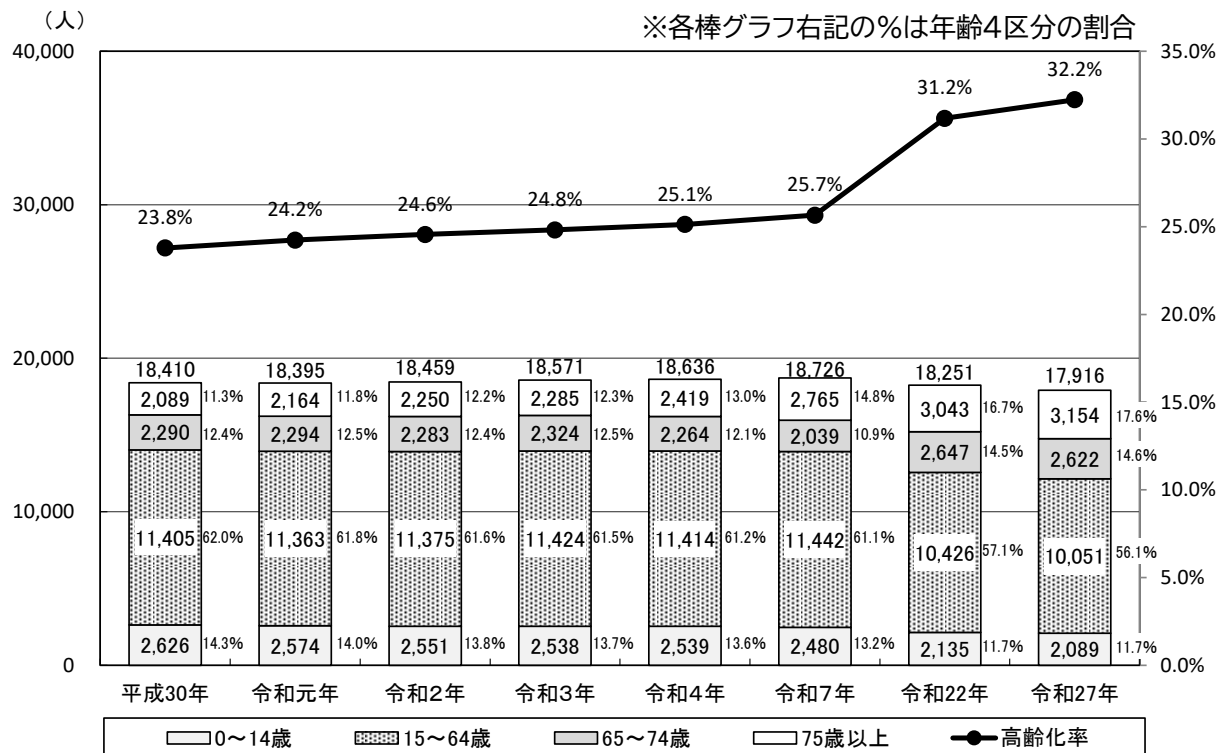
#### (1) 総人口と高齢化率

本町の総人口は、令和2年以降は増加傾向となっており、令和4年には18,636人となっていますが、令和22年には減少に転じ、令和27年には18,000人を下回ることが予測されます。

高齢者人口(65歳以上)については、前期高齢者(65～74歳)は2,200人前後を推移、後期高齢者(75歳以上)は増加傾向にあり、令和4年では前期高齢者が2,264人、後期高齢者が2,419人で後期高齢者の人数が前期高齢者の人数を上回り、高齢化率は25.1%となっています。令和7年以降も高齢者人口は増加し、令和27年の高齢化率は32.2%と3割を上回ることが予測されます。

年齢4区分別の人口割合について、平成30年と令和4年を比較すると、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、前期高齢者人口の割合が減少し、後期高齢者人口の割合が増加しています。後期高齢者人口の割合は令和27年には17.6%になることが予測されます。

#### ■ 総人口・高齢者人口の推移



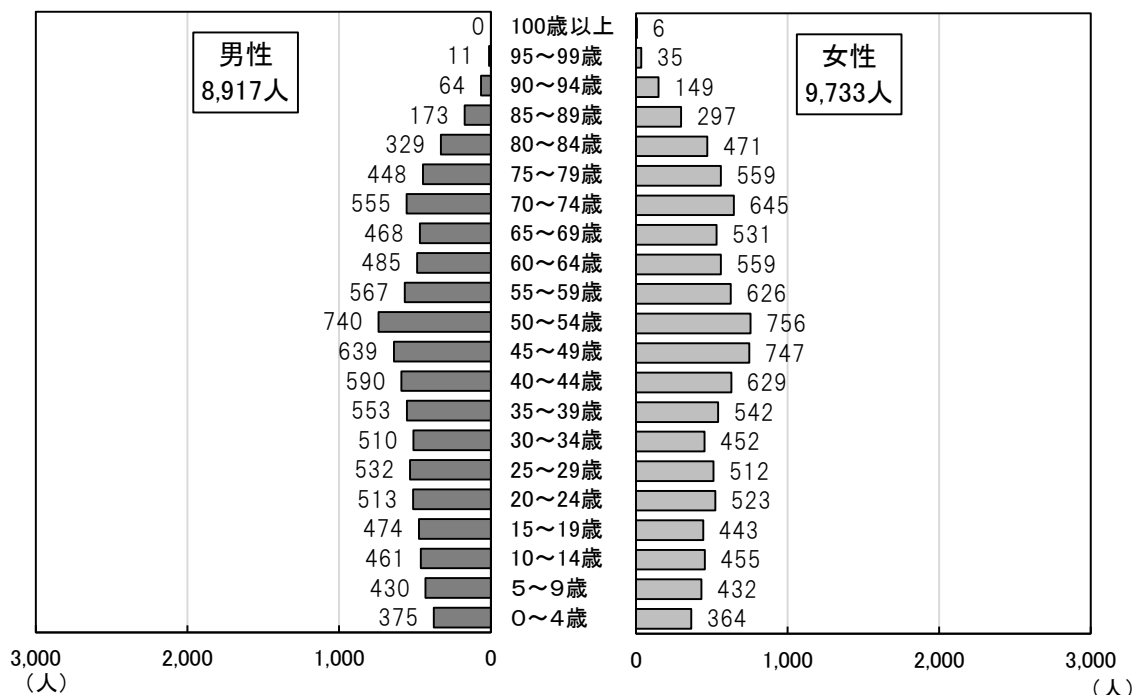
資料：住民基本台帳人口(各年9月末時点)  
 ※令和7年以降の推計値は北方町独自推計

※推計はコーホート変化率法によるもので、平成30年から令和4年の住民基本台帳の性別・各歳人口推移に基づきます。コーホート変化率法は、同時期に生まれた集団(コーホート)の一定期間における人口の変化率が、将来にわたって維持されると仮定して将来人口を推計します。

## (2)年齢別人口

本町の人口について年齢別にみると、50歳～54歳の人口が多くなっています。また、40歳～49歳、70～74歳までの人口も多くなっていることから、今後も65歳～74歳の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の人口は増加することが見込まれます。

### ■人口ピラミッド



資料:住民基本台帳人口(令和5年9月末時点)

## (3)高齢者世帯数

本町の65歳以上のいる世帯数は増加傾向となっており、令和2年には2,977世帯で、一般世帯に占める比率が40.2%と4割を上回っています。

また、高齢夫婦世帯数や高齢者独居世帯数も増加が続いており、令和2年にはともに1割を上回っています。

### ■高齢者世帯数の推移

世帯類型	単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	世帯	6,023	6,366	6,919	7,131	7,412
65歳以上の親族のいる一般世帯数	世帯	1,591	1,877	2,295	2,700	2,977
	%	26.4	29.5	33.2	37.9	40.2
高齢夫婦世帯	世帯	358	484	637	760	842
	%	5.9	7.6	9.2	10.7	11.4
高齢独居世帯	世帯	239	337	473	635	801
	%	4.0	5.3	6.8	8.9	10.8

資料:国勢調査(各年10月1日時点)

※高齢夫婦世帯:夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦が1組のみの世帯

※高齢独居世帯:65歳以上の人が1人のみの世帯

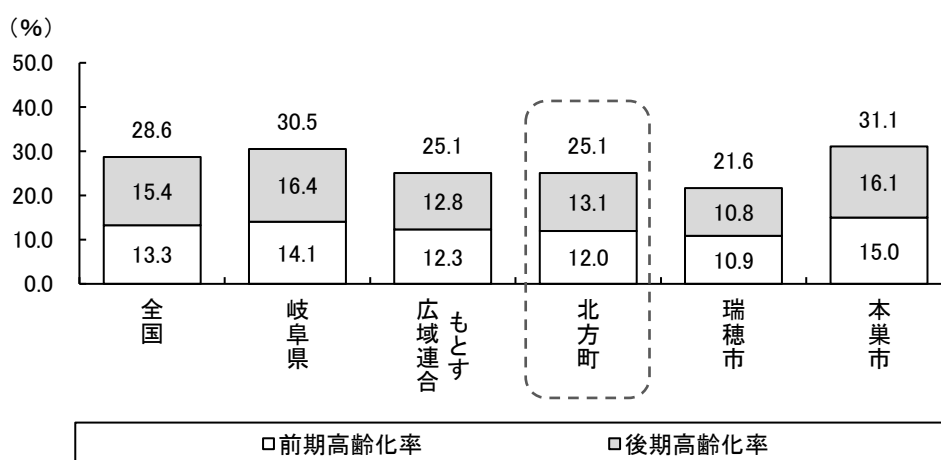
#### (4)他市町との比較(高齢化率・高齢世帯率)

本町の高齢化率は25.1%であり、全国平均28.6%、岐阜県平均30.5%より低く、もとす広域連合25.1%と同率となっています。

高齢独居世帯数割合は10.8%であり、全国平均12.1%、岐阜県平均10.9%より低く、もとす広域連合8.4%より高くなっています。

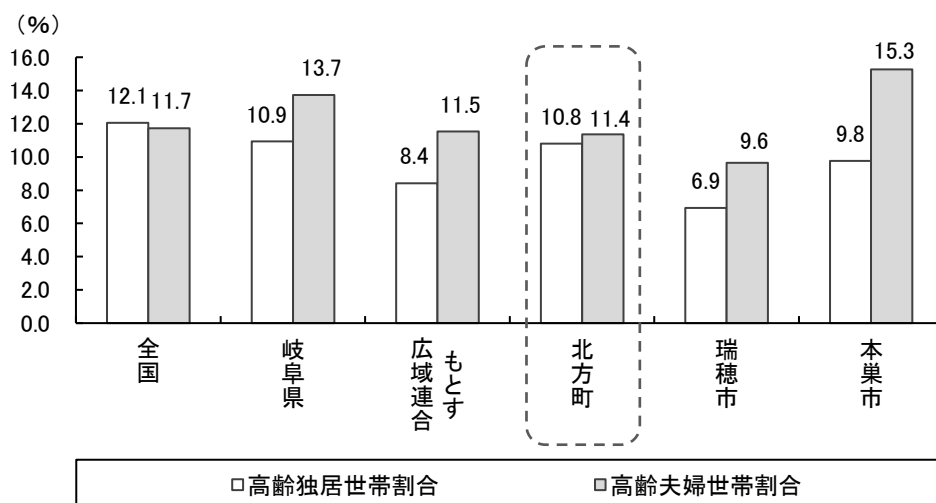
高齢夫婦世帯割合は11.4%であり、全国平均11.7%、岐阜県平均13.7%、もとす広域連合11.5%より低くなっています。

##### ■ 高齢化率



資料:住民基本台帳(令和5年1月1日時点)

##### ■ 高齢独居世帯・高齢夫婦世帯割合



資料:国勢調査(令和2年)

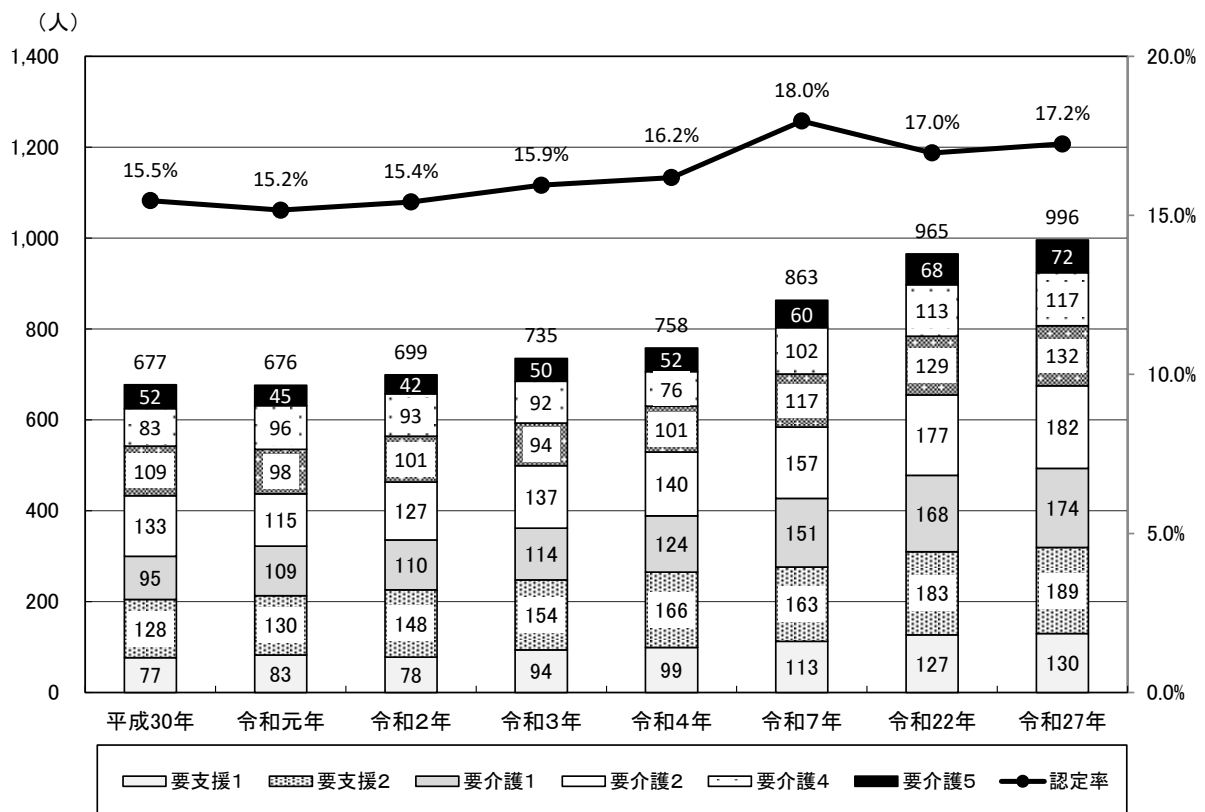
## 2. 要介護・要支援認定者数の状況

### (1) 要介護・要支援認定者数

本町の要介護・要支援認定者数は、令和2年以降増加傾向となっており、令和4年は758人、令和7年は863人、令和27年には996人となり、1,000人近くになることが予測されます。

認定率も、令和2年以降増加傾向となっており、令和4年は16.2%、令和27年には17.2%になることが予測されます。

#### ■ 要介護・要支援認定者数の推移



資料:介護保険事業状況報告(各年9月末時点)

※認定者数は第1号被保険者のみ

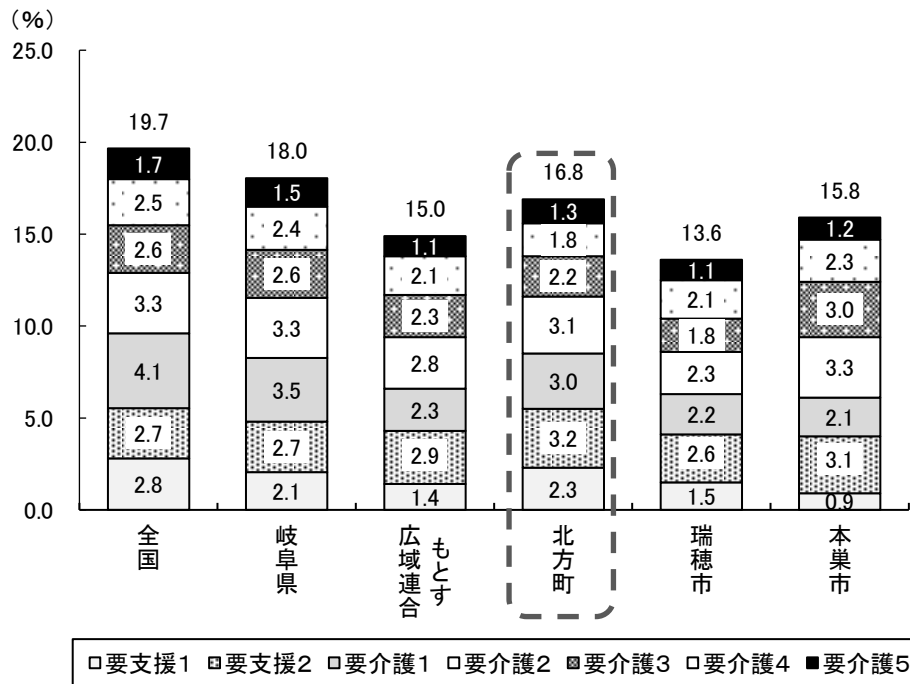
※令和7年以降の推計値は北方町独自推計



## (2)他市町との比較(認定率)

本町の認定率は16.8%であり、全国平均19.7%、岐阜県平均18.0%よりも低く、もとす広域連合15.0%より高くなっています。

### ■認定率(要介護度別)



資料:介護保険事業状況報告(令和5年9月末)

(1)介護保険サービス提供事業所の現状  
 (2)医療機関等の現状に関しましては、  
 最新データを入手次第、掲示させていただきます。

### 3. 介護・医療施設等の状況

#### (1)介護保険サービス提供事業所の現状

町内においては、介護保険サービスは比較的充実しており、本人が事業所を選択可能な状況にあると言えます。

本町で未整備の介護保険サービス提供事業所のうち、「訪問リハビリテーション」、「小規模多機能型居宅介護」、「介護老人保健施設」、「介護医療院」等は、もとす広域連合管内で整備されています。

居宅サービス	もとす広域連合管内	北方町
訪問介護（ホームヘルプ）		
訪問入浴介護		
訪問看護		
訪問リハビリテーション		
居宅療養管理指導		
通所介護（デイサービス）		
通所リハビリテーション（デイケア）		
短期入所生活介護、短期入所療養介護 （ショートステイ）		
居宅介護支援		
福祉用具貸与		
特定福祉用具購入		
特定施設入居者生活介護		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
夜間対応型訪問介護		
認知症対応型通所介護		
小規模多機能型居宅介護		
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）		
地域密着型特定施設入居者生活介護		
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		
看護小規模多機能型居宅介護		
地域密着型通所介護		

施設サービス	もとす広域連合管内	北方町
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）		
介護老人保健施設		
介護療養型医療施設		
介護医療院		

高齢者向けの住まい	もとす広域連合管内	北方町
有料老人ホーム		
ケアハウス		
サービス付き高齢者向け住宅		

## (2)医療機関等の現状

町内には、小さい行政面積ながら19のクリニックと、14の歯科医院、15の調剤薬局があります。また、これらは町内全域に比較的偏りなく分布しており、地域における医療の提供体制は充実していると言えます。

また、半径5キロメートル以内の地域には県の指定する認知症疾患医療センター、複数の急性期病院があります。

## 4. アンケート調査の概要

もとす広域連合が定める第9期介護保険事業計画、及び広域連合組織市町(瑞穂市、本巣市、北方町)が定める「市町村老人福祉計画」の策定にあたり、下記アンケート調査を実施しました。

- ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】(65歳以上の高齢者(※要介護者を除く)対象)
- ・【在宅介護実態調査】(在宅で生活している要支援・要介護者対象)
- ・【介護人材実態調査】(介護事業所、介護施設等 事業者対象)
- ・【担い手世代に関する調査】(15～35歳(※中学生を除く)対象)

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(詳細な調査結果はP.46～58)

日常生活圏域ごとに、高齢者の生活状況や生活支援のニーズ、地域の抱える課題等を把握し、今後の高齢者等の支援施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

#### ■調査の概要

調査対象者	65歳以上の高齢者(無作為抽出) ※要介護者を除く
調査方法	郵送による調査票の発送・回収(無記名回収)
調査期間	令和4年11月2日～令和4年11月30日
配布数	4,000通
回収数	2,523通(北方町 523通)
回収率	63.1%

※ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、北方町分の調査結果を掲載します。

### (2) 在宅介護実態調査(詳細な調査結果はP.59～64)

「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」等についての、客観的な状態把握とその達成のための施策検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

#### ■調査の概要

調査対象者	在宅で生活している要支援・要介護者
調査方法	認定調査員または介護サービス事業所担当者、地域包括支援センター職員による聞き取り調査
調査期間	令和4年10月1日～令和5年1月31日
回収数	670通(北方町 139通)

※ 在宅介護実態調査は、北方町分の調査結果を掲載します。

### (3) 介護人材実態調査(詳細な調査結果はP.65～72)

#### ①介護人材実態調査(事業所用・職員用)

安定的な介護保険サービスを提供するための介護人材の確保・定着について、性別、年齢別、資格の有無別などの詳細な実態を把握することで、今後必要となる取組等の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

#### ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用【独自設問】)

ケアマネジャーの実態把握を目的とする調査です。

#### ■調査の概要

調査対象者	介護事業所、介護施設等(サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料含む)事業者
調査方法	「医療・介護情報検索システム(管内事業所が閲覧可能)」にて案内文を掲載持参もしくはデータ送付にて回答
調査期間	令和5年1月10日～令和5年2月3日
配布数	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):114事業所 ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):29事業所
回収数	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):69事業所 ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):21事業所(回答件数:92件)
回収率	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):60.5% ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):72.4%

※ 介護人材実態調査は、もとす広域連合(3市町全体)の調査結果を掲載します。

### (4) 担い手世代に関する調査(詳細な調査結果はP.74～76)

2040年を見据え、これからの介護の担い手となる世代を対象に、介護職に対する意向や介護業界についてのイメージなどを伺うことにより、約20年後に向け、現時点からどのような準備や取組が必要なのかを検討する根拠資料を得ることを目的とする調査です。

#### ■調査の概要

調査対象者	15～35歳を対象(無作為抽出) ※中学生を除く
調査方法	郵送にて案内文を送付し、webを通じて回答
調査期間	令和5年1月21日～令和5年2月12日
配布数	3,000通
回収数	715通(北方町 117通)
回収率	23.8%

※ 担い手世代に関する調査は、北方町分の調査結果を掲載します。

## 【調査結果概要】(調査の詳細は資料編に記載)

調査結果を分析したところ、次のような傾向が見られます。

### ■ 高齢者を取り巻く環境

#### 1. 介護を受けることになった際の対応

##### ・「介護施設等へ入所・入居意向」について(ニーズ調査・在宅介護調査)

ニーズ調査、在宅介護調査ともに、1割台後半の方が、介護施設等への入所・入居の意向ありとなっています。

#### 2. 希望する介護サービス

##### ・「希望する介護サービス」「今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス」について(ニーズ調査・在宅介護調査)

ニーズ調査では「移送に関するサービス」、在宅介護実態調査では「配食」「掃除・洗濯」が上位項目となっています。

#### 3. 高齢者の要支援リスク・活動能力の評価

##### ・「要支援リスク・活動能力の評価」について(ニーズ調査)

要支援リスク判定では、「認知機能の低下」と「うつ傾向」がともに4割台と高く、活動能力の評価では、「社会的役割」が低いとやや低いと分類される方の合算が6割程度あり高くなっています。

#### 4. 高齢者の生活(健康)の現状

##### ・「ご本人が現在抱えている傷病」について(在宅介護実態調査)

「糖尿病」「心疾患」がともに22.3%で最も高くなっています。

#### 5. 高齢者の生活(地域活動)の現状

##### ・「地域づくり活動への参加」について(ニーズ調査)

「参加者としての参加」より「企画・運営(お世話役)としての参加」の参加意向が低くなっています。

##### ・「通いの場を良いものにするため、必要だと思われること」について(ニーズ調査)

「一人でも参加しやすい環境づくり」が47.0%、「歩いて行ける通いの場の設置」が39.8%、「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が35.9%で上位項目となっています。

## ■介護者を取り巻く環境

### 1. 介護者の現状

- ・「**主な介護者の年齢**」について(在宅介護調査)  
「50代」「60代」「70代」が2割台でボリュームゾーンとなっていますが、  
「80歳以上」も1割台後半と高く、介護者の高齢化がみられます。
- ・「**家庭訪問の際に、ヤングケアラーを見かけたことがあるか**」について(介護人材実態調査)  
「ある」が9.8%となっており、当町においてもヤングケアラー問題が存在することが見受けられます。

### 2. 不安に感じる介護等

- ・「**現在の生活を継続していくにあたって、不安に感じる介護等**」について(在宅介護調査)  
「認知症状への対応」が3割で最も高くなっています。また、「外出の付き添い、送迎等」の値も高く、一定のニーズが見受けられます。

### 3. 介護と仕事の両立

- ・「**介護を踏まえた仕事の継続性**」について(在宅介護調査)  
「問題なく、続けていける」(41.4%)と「問題はあるが、何とか続けていける」(27.6%)を合わせた『介護と仕事の両立が可能とする回答計』は69.0%となっています。

## ■介護福祉を取り巻く環境

### 1. 介護保険制度の現状

- ・「**介護が必要になった際の対応**」について(ニーズ調査)  
「家族の介護と介護保険などのサービスを利用しながら自宅で生活したい」が30.8%、  
「介護保険などのサービスを利用して自宅で生活したい」が28.7%、「家族中心に介護され、自宅で生活したい」が8.8%で、この3層を合わせた、『自宅での生活意向層』は68.3%となっています。

### 2. 地域包括支援センターの現状

- ・「**地域包括支援センターの認知**」について(ニーズ調査)  
「地域包括支援センターの認知」については、「知っている」が約5割となっています。

### 3. 高齢者虐待の現状

- ・「**高齢者虐待との関わり合い**」について(介護人材調査)  
「家族介護者等による虐待が疑われるケースに関わったことがあるか」については、「ある」が3割台半ばとなっています。

## ■福祉・介護の仕事を取り巻く環境

### 1. 介護業務の現状

#### ・「業務での困り事」について(介護人材調査)

「人員不足」に次いで、「自分自身の体力」「利用者への対応」が困り事の上位になっています。

### 2. 介護保険サービスの現状

#### ・「供給が不足していると感じているサービス」について(介護人材調査)

ケアマネジャーに対する調査の結果、「訪問介護」が6割台と高く、次いで「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」といった訪問系サービスが上位となっています。

### 3. 福祉や介護の仕事への興味

#### ・「福祉や介護の仕事に興味」について(担い手調査)

「とても興味がある」(5.1%)と「やや興味がある」(11.1%)を合わせた『興味がある計』は16.2%となっています。

「全く興味が無い」(33.3%)と「あまり興味がない」(20.5%)を合わせた『興味がない計』は53.8%と半数を超えています。



## 5. 北方町における主要課題

---

### ■課題① 地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進

本町における高齢化率は増加傾向となっており、すべての団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年には、要介護・要支援認定者の数も大きく増加することが予測されます。

また、高齢者の増加に伴い、高齢夫婦の世帯や高齢者の単身世帯も増加しており、今後は高齢者の単身世帯数のさらなる増加が予測されます。

高齢者の人口比率・世帯比率の増加に対応するためには、地域の方の見守りや手助けが一層重要となり、国が掲げる地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築による、地域共生社会の実現が求められます。

本町においても、「地域包括ケアシステム」の実現に向け、地域包括支援センター機能強化を図り、包括的な支援・サービスの提供体制の構築を推進してきましたが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における【地域包括支援センター】の認知度は約5割にとどまっており、包括的な支援・サービスの提供体制としては、改善の余地が残されています。今後はさらに、認知の向上に加え、内容周知の推進が必要です。

本計画においては、これまでの取組を継承しつつ、支援が必要な高齢者のニーズの把握、在宅医療や介護、介護予防、生活支援の各種サービスをコーディネートし、身近な地域での安心した生活の保障に努めるとともに、地域の住民、医療、介護、福祉関連の機関・団体等の分野を超えた連携による「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ることが必要です。

## ■課題② 介護予防・重度化防止

本町においては、「すまいる教室」や「いきいき百歳体操くらぶ」等、介護予防・日常生活支援総合事業の定着を図るとともに、介護予防への意識の向上、日頃からの介護予防の取組の継続を推進してきました。

本町の特徴として、要支援・要介護認定者数の推移からみると、要支援1・2、要介護1といった比較的軽度な方の増加割合が高くなっています。

介護度を上げないためにも、身近な場所で人々が交流し、楽しく運動習慣を持ち続ける等、社会参加や運動機能を維持・改善をする取組の推進が重要です。

一方、社会参加の場となる通いの場について介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果をみると【通いの場を良いものにするため、必要だと思われること】では、「一人でも参加しやすい環境づくり」「歩いて行ける通いの場の設置」「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が上位項目となっていることから、気軽に参加できる環境づくりが求められています。

高齢者が、住み慣れた地域で、いきいきと暮らすためには、介護予防・重度化防止施策を進めるとともに、対象者の状況やニーズに合わせた介護予防プログラムを構築し、継続的な活動の実施や参加者の裾野の拡大が必要です。

### ■課題③ 認知症施策の推進

高齢化の進行とともに認知症高齢者が増加していくことが見込まれています。本町における介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の【要支援リスク判定】をみると、認知機能の低下のリスクがある人は約4割となっており、在宅介護実態調査の【現在抱えている傷病】では、「認知症」が約2割で上位項目となっています。

また、【介護者の方が不安を感じる介護等】においても「認知症状への対応」が3割で最も高くなっています。

認知症になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らすためには、認知症の人自身が、地域でいきいきと生活を続けられるような社会参加の場や自身の思いを話し合える場づくりが必要です。

さらに、家族等が介護を抱え込まず不安を軽減できるよう、相談支援体制や相談窓口の周知を推進するとともに、早期支援につながるよう認知症が疑われる人を早期に発見し、医療・介護関係者等と連携し適切な支援に導く仕組みづくりが重要です。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の【認知症に関する相談窓口の認知】をみると、「いいえ（不認知）」が約7割と高くなっていることから、相談窓口に関しては、さらなる認知の向上が求められます。

令和5年6月に成立された「認知症基本法」では、認知症の予防等を推進するとともに、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される共生社会の実現を図ることとされています。

今後は、認知症の人や介護者への支援を包括的に実施できる体制を推進するとともに、地域住民に対して認知症に関する正しい知識を広く普及啓発することにより地域住民同士での声かけや見守り、地域での支え合いの体制を構築していくことが必要です。

#### ■課題④ 安心・安全なまちづくり

近年、地震や台風、豪雨等の大規模自然災害が相次いで発生しているほか、ウイルス感染症の感染拡大、高齢者を狙った詐欺や消費者トラブル、高齢者虐待等、高齢者を取り巻く生活環境は変化し続けており、地域における安心・安全対策がより求められています。

また、ひとり暮らし高齢者の孤立の問題だけでなく、高齢の親が引きこもりの子どもと同居している8050問題や、親の介護と子どもの世話を同時に行っているダブルケア、子どもが家族の世話をしているヤングケアラーの問題など、適切な支援につながりにくい事例が表面化しています。

介護人材実態調査の【家族介護者等による虐待が疑われるケースに関わったことがあるか】では、「ある」が34.8%と3割を上回っており、【家庭訪問の際に、ヤングケアラーを見かけたことがあるか】では「ある」が9.8%と約1割となっています。

今後は、権利擁護も含め、災害、事故、犯罪等、さまざまな不測の事態から高齢者自身を守るためには、正しい知識の普及・啓発に加え、成年後見制度といった支援制度の活用を促進するとともに、関係機関同士のネットワーク強化、地域コミュニティの連携強化等、支援が必要な人が地域の中で孤立することなく地域全体で寄り添い、支援を行うことが必要です。

## 第3章 計画の基本的な枠組み

### 1. 基本理念

本計画では、誰もが地域社会の中で暮らしていくことができる「地域共生社会」の実現に向け、地域包括ケアシステムの推進を通じて、本町に住むすべての高齢者が生きがいに満ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちを目指して、基本理念を以下の通り定めます。

この基本理念は、前回の北方町高齢者福祉計画（令和3年3月策定）の基本理念を継承するものです。

#### ■【高齢者福祉計画 基本理念】

**つながりと信頼を深め、地域の中で  
誰もが健やかに暮らせるまち 北方**

## 2. 施策体系

### 基本理念

つながりと信頼を深め、地域の中で  
誰もが健やかに暮らせるまち 北方

#### 基本目標

#### 施策の方向性

【基本目標1】 つながりと信頼で高齢者を支える まちづくり	(1)相談体制の充実
	(2)地域ネットワークの構築・強化
	(3)生活支援サービスの充実
【基本目標2】 高齢者が健康でいきいきと輝く まちづくり	(1)健康づくりの推進
	(2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	(3)社会参加の促進と生きがいづくり
【基本目標3】 認知症になっても安心して暮らせる まちづくり	(1)認知症高齢者を支える仕組みづくり
	(2)認知症予防と理解の促進
【基本目標4】 高齢者が安心・安全に暮らせる まちづくり	(1)地域における見守り体制の充実
	(2)高齢者の権利擁護
	(3)防犯・防災対策
	(4)ひとにやさしいまちづくり

## 第4章 計画の内容

### 基本目標1 つながりと信頼で高齢者を 支えるまちづくり



本町の人口・世帯の状況を見ると、人口は増加傾向となっておりますが、今後は減少へと転じることが予測されるとともに、人口ボリュームゾーンである現在45～54歳の高齢化に伴い介護サービスについては、費用面の増加、人的資源の減少が懸念されます。

また、世帯数においても、高齢者のみの世帯の増加が見込まれ、なかでも高齢独居世帯数はさらに増加することが想定されます。

このような状況の中、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けていくために、介護関係機関・団体等との連携強化を図り、多様な主体で高齢者を支える地域包括ケア体制を強化するとともに、地域の実情に応じた総合的なサービス提供体制の整備を推進します。

地域包括支援センターの周知、情報提供を行うことで、町民からの相談件数の増加に繋がります。

介護技術を学んだり、同じ立場の人で悩みを共有することで介護者の心身の負担軽減を図ることを目的として、介護教室を開催しています。更なる充実を目指し、教室への参加者数を指標とします。

#### ■指標の設定

目標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
多職種連携研修会の開催数(回) <sup>※1</sup>	2	4
地域包括支援センターへの相談件数(件) <sup>※1</sup>	743	880
介護教室の参加者数(人)	138	200

※1 「もとす広域連合介護保険事業計画」の数値と同値

## (1)相談体制の充実

高齢者に関する身近な相談窓口として、地域包括支援センターの周知啓発をすすめ、利活用を促進することにより、支援体制の強化を図るとともに、各種行事や出前講座などの機会を積極的に活用し、介護保険制度や地域支援事業等について、わかりやすい情報提供を行います。

また、近年、複雑化、複合化した(8050問題やヤングケアラー等)課題を抱える相談に包括的に対応できるよう属性や世代を問わない包括的な相談支援体制の構築に努めます。

### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
相談窓口の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者の様々な相談に対し、福祉子ども課、地域包括支援センター、保健センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会等関係機関が高い専門性を生かし、相談に対応できるよう、専門性を高めるための研修や人材育成に努めます。</li> <li>●どの窓口にも相談があっても、その相談を受け止め、必要に応じて必要な担当につなぎます。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課 (社会福祉協議会)
地域包括支援センターの利活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務、介護予防ケアマネジメント業務の役割を担います。</li> <li>●広報紙や出前講座等による周知と共に、所管ではない各種イベント等においても地域包括支援センターの役割を広く周知し利活用を推進します。</li> </ul>	健康推進課
包括的な支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年では、介護、障がい、生活困窮等、複雑化、複合化した(8050問題やヤングケアラー等)課題が増えています。相談を受けた際に、関係機関が課題を共有し、課題解決に向けて連携、協同する仕組みづくりや包括的に対応する体制の構築に努めます。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課 (社会福祉協議会)



## (2)地域ネットワークの構築・強化

在宅における医療と介護のサービスを必要とする高齢者の増加が予測される中、高齢者の状態の変化に応じて適切な保健・医療・介護・福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、連携を強化し、体制の整備を推進します。

また、関係機関との連携については、地域包括支援センターを中心に、多職種が情報提供・共有をする場となる地域ケア会議により、高齢者の個々の課題や地域課題等の把握と、地域資源の発掘に努めます。

さらに、医療介護福祉連絡協議会の充実により、地域の医療と介護、福祉に関わる多職種が連携、協働して高齢者を支える体制づくりを推進します。

### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
地域ケア会議	●地域ケア会議は、2カ月に1回開催しています。内容の充実を図りながら、多職種による専門的視点を交え、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を見出し、地域に必要な資源開発や地域づくりにつなげるため、一層の充実に努めます。	福祉子ども課 健康推進課
社会福祉協議会との連携	●社会福祉協議会から定期的に事業報告を受け、情報共有することにより、社会福祉協議会と町が相互の理解を深め、積極的に連携を図っていきます。	福祉子ども課 健康推進課 (社会福祉協議会)
民生委員への支援	●民生委員は、住民の身近な相談相手として、また地域の見守りネットワークづくりの中心的な役割を担い、住民の立場に立った地域福祉活動を行っています。 ●民生委員・児童委員協議会により、活動内容の打ち合わせや今後の取組の方針を決定しています。また、民生委員については、研修を行い、資質の向上に努めています。 ●民生委員と町、各関係機関の連携のさらなる強化を図るとともに、職務負担の軽減に努めるなど、多岐にわたる活動が継続できるよう支援していきます。	福祉子ども課

事業名	内容	担当課
地域ネットワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者がいつまでも活動的でいきいきとした生活を営むために、幅広い関係機関との連携や協働を進め、地域資源を有効に活用できるよう、今後も北方町支え合い地域づくり協議体の活動を推進していきます。</li> <li>●地域における多様な主体によるサービスの提供体制の構築や各種組織、団体等の連携、調整役を担う生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を支える地域の生活支援の体制の充実を図ります。</li> <li>●地域ネットワークの輪が広がるよう、研修や他市町村の取組についての協議、視察等を取り入れ、住民の地域づくりへ意識の高揚を図ります。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課 (社会福祉協議会)
医療と介護の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期的に医療介護福祉連絡協議会を開催することにより、医師会、歯科医師会、薬剤師会や介護保険事業所、医療福祉関係者等が「顔の見える関係」を構築し、地域の医療と介護、福祉に関わる多職種が連携、協働して高齢者を支える体制づくりを推進します。</li> <li>●在宅医療・介護連携の理解を促進するため、地域住民を対象とした講座や講演会を開催します。</li> </ul>	福祉子ども課

### (3)生活支援サービスの充実

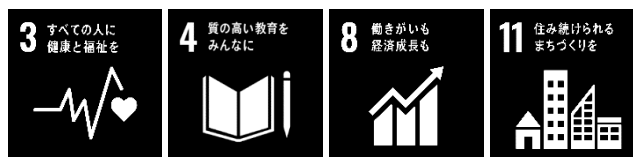
高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるよう、多様な福祉サービスの提供により、生活支援を推進していきます。

一方、在宅生活にあたっては、家族介護のケースが多くなり家族への介護負担の増幅が懸念されます。介護のために離職せざるを得ないといった課題も顕在化している中、要介護者が在宅生活を継続できるよう、家族介護者の精神的・身体的負担を軽減するための支援についても充実を図ります。

#### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
高齢者の移動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●70歳以上の高齢者や運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者に対して、公共交通機関利用の助成を行います。</li> <li>●医療機関へ通院する際や町内を移動する際のタクシー利用料について助成します。</li> </ul>	政策財政課
介護教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者を在宅で介護している人を対象に開催しています。介護技術を学んだり、同じ立場の人同士で交流し悩みや体験を共有することで、在宅介護者の心身の負担を軽減することを目的としています。</li> </ul>	健康推進課
日常生活用品購入費助成事業（紙おむつ助成券配布）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護者の負担を軽減し、自宅での介護の継続を支持するため、要介護度が3以上の在宅で常時紙おむつや尿取りパットを利用している高齢者に対し、紙おむつ等購入助成券の配布を継続して実施します。</li> </ul>	福祉子ども課
介護者慰労金支給事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●寝たきり等の状態にある要介護度が3以上の高齢者を、在宅で6か月以上介護している家族に、介護の精神的な負担を和らげるなど、高齢者にとって好ましい社会環境づくりを行う目的で介護者慰労金を支給しています。</li> </ul>	福祉子ども課

## 基本目標2 高齢者が健康でいきいきと輝く まちづくり



本町の要支援・要介護認定者数の推移をみると、要支援1・2、要介護1といった比較的軽度な方の割合の増加幅が大きくなっています。

今後は、高齢者を対象とした、運動・趣味などの通いの場の充実を図るとともに、社会とのつながりを維持し、「こころの健康」や「認知症予防」にも意識を向けることで、フレイル予防・介護予防を推進するとともに、重度化の抑制を図ることが必要です。

また、10年～20年後高齢者となる、人口のボリュームゾーンの45～54歳に関しては、健康意識の醸成を図るとともに、健康診査受診等を受けやすい体制整備を推進することにより、一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むことができる環境づくりをすすめます。

高齢者に加え今後高齢者となる方に対し、健康づくり、フレイル予防・介護予防施策を促進し、健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを推進します。

ふれあいいきいきサロンやいきいき百歳体操くらぶなどの住民主体の通いの場を充実させます。

いきいきと輝く生活を送るためには、社会参加による生きがいづくりが肝要です。高齢者もボランティアとして地域の支え手となり、積極的に社会参加ができる体制を整備していきます。

### ■指標の設定

目標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
特定健診受診率(%) <sup>※1</sup>	34.8	45.0
住民主体の通いの場(箇所)	20	25
ボランティアの登録者数(人) 【累計】	455	480

※1 「北方町データヘルス計画」の数値と同値

## (1)健康づくりの推進

高齢期を迎えても、心身ともに健やかに暮らすためには、若年期からの生涯を通じた健康づくりのための取組が必要です。

そのために、各種健診や保健指導・栄養指導、健康相談・健康教育を充実し、疾病の発症予防や重症化予防を行い、若年期からの継続的な健康づくりを支援します。

保健・医療・福祉の関係機関や地域の健康づくりに関わる団体と連携し、住民の主体的な健康づくりを普及させ、健康寿命の延伸を図り、住み慣れた地域で自立した生活が長く続けられるように支援します。

### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
各種健診、保健指導事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●健康診査・各種がん検診を実施し、若年期から継続して、受診できる体制を作っています。</li><li>●保健指導や栄養指導を実施し、疾病の発症予防や重症化予防を行い、健康寿命の延伸を図ります。</li></ul>	健康推進課 住民保険課
健康づくりに関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"><li>●自ら健康を意識した生活ができるよう、健康教育・健康相談や広報紙、ホームページ、イベントなどで健康づくりに関する情報を周知します。</li></ul>	健康推進課 住民保険課
保健事業と介護予防の一体的実施事業	<ul style="list-style-type: none"><li>●医療、福祉、保健など関係部署と連携し、生活習慣病等の重症化を予防する取組と生活機能の低下を予防する取組を一体的に実施します。</li><li>●医療、健診、介護のデータを一体的に分析し、地域課題解決のための事業を実施します。</li></ul>	健康推進課 住民保険課 福祉子ども課

## (2)介護予防・日常生活支援総合事業の推進

健康づくりや介護予防に向けて、機能低下・転倒予防の視点だけではなく、重度化予防、認知症予防の視点を持ち、介護予防の普及啓発を促進します。また、住民主体の活動的で継続的な通いの場として、介護予防事業を展開するとともに仲間づくりや生きがいづくりを深めながら、要介護状態になることを予防します。

### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
生活支援ヘルパー事業	●訪問介護事業所に所属するホームヘルパーが訪問し、掃除や洗濯、買い物等の生活支援を行います。	健康推進課
訪問型サービスB(住民主体によるサービス)	●住民が主体となり、身体介護を伴わない日常生活の援助を行う訪問型の生活支援サービスを提供します。	健康推進課
ミニデイサービス事業	●通所介護事業所にて、入浴支援、機能訓練、認知症予防の取組を行います。	健康推進課
げんき貯筋教室	●筋力トレーニング、ストレッチなどの運動プログラムを通して、体力や筋力の維持・向上をしていく6か月間の短期集中型教室です。	健康推進課
介護予防ケアマネジメント	●要支援認定者、事業対象者に対し、心身の状況や環境その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき、介護予防事業等が効果的に実施されるよう援助を行います。	健康推進課
すまいる教室	●体操やストレッチの筋力運動、認知症予防の取組など、高齢者の誰もが参加できる介護予防教室を開催します。	健康推進課
eスポーツ教室	●eスポーツ(ビデオゲームやコンピューターゲームを使った対戦)を通して、脳の活性化や地域交流の促進をしています。eスポーツを体験する場を増やし、新たな介護予防の機会としていきます。	健康推進課
住民主体の介護予防の場	●いきいき百歳体操やラジオ体操など、手軽に地域の人が集まり取り組むことができる活動を推進します。	健康推進課

### (3)社会参加の促進と生きがいづくり

高齢者の社会参加による生きがいづくりに向けて、高齢者を対象としたスポーツや学びの場、イベント等、活動の機会や場所を充実させるとともに、高齢者同士や世代間の交流を促進します。

また、就労意欲のある高齢者に対しては、シルバー人材センターを通じた就労支援を行います。

高齢者の豊富な知識や経験・技能を有効に活用し地域社会に貢献することで、高齢者の生きがいへとつなげるとともに、ボランティアの新たな担い手の創出と活動への参加を促進します。

生きがいづくり、健康づくりの拠点として、ふれあい健康センター「芝原ふれあいのお家」、福祉センター、いきいき支援センターまどかを積極的に活用していきます。

#### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
ふれあいいきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の身近な場所で気軽に集まり、レクリエーションや学び等を通して交流の輪を広げているふれあいいきいきサロンは、町内各地で開催されており、高齢者の居場所となっています。</li> <li>●既存のサロンの活性化、新規サロンの立ち上げ、誰もが歩いて行ける場所でのサロンの開設などの支援を継続し、利用者の増加を図ります。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課 (社会福祉協議会)
住民主体の交流の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>●幼少期から高齢者まで誰もが地域の中で自由に集える拠点を設け、交流するなかで互いに支え合う活動につなげていく事業を行います。</li> <li>●参加者の固定や、実施者の後継者不足が課題となっていることから、誰もが参加しやすい環境づくりや、事業の周知を推進します。また、より活発な活動が行えるよう、担い手の育成を図ります。</li> <li>●子ども食堂の運営支援事業を含めた共生型常設型の居場所である「みんなのお家」や「芝原ふれあいのお家」において、多世代交流のさらなる充実を図ります。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課 (社会福祉協議会)
ボランティア活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉子ども課、地域包括支援センター、社会福祉協議会、教育委員会が連携・協働して、多様な生活支援の担い手となるボランティアの発掘や養成を推進します。</li> <li>●生活支援コーディネーターの配置などにより、ボランティアの効果的な活用方法を検討するとともに、ボランティア体制の強化に努めます。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課 教育委員会 (社会福祉協議会)

事業名	内容	担当課
老人クラブの活動支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●近年、クラブや会員数が減少傾向にあることから、老人クラブの現状把握に努め、岐阜県老人クラブ連合会からの助言を受けながら、老人クラブの活動内容等の周知啓発を推進し、その対策に取り組みます。</li> </ul>	福祉子ども課
生涯スポーツの促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民一人ひとりが、生涯の各時期各場面でそれぞれの個性やライフスタイルに応じて、様々なスポーツを楽しむ生涯スポーツを推進します。</li> <li>●グラウンドゴルフやゲートボールをはじめ、ヨガやカローリングなど各種スポーツを生きがい・健康づくりとして楽しむことができ、仲間づくりの場、世代を超えた交流の場となるよう機会を提供し普及を図るとともに、各種大会の開催を推奨し、生涯スポーツの更なる普及啓発に努めます。</li> <li>●適切な指導ができる人材の育成と確保に努めます。</li> </ul>	教育委員会
カワセミ大学(高齢者大学)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「生涯青春」を合い言葉に、文化教養、健康、人生設計などに関する講演会を開催したり、町外の施設や文化財の見学を行うなど、生涯学習に対する意欲を醸成するための高齢者大学を開催しています。</li> <li>●講座や活動内容の充実に努めることで登録者の増加に努めます。</li> </ul>	教育委員会
シルバー人材センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域社会の日常生活に密着した仕事を通し、高齢者自身の生きがいや生活の充実を図るとともに、地域で能力を発揮していくための高齢者による自主的な団体です。</li> <li>●広報やハローワークの求人を用いて会員数の増加を図るとともに、高齢者が働く場の開拓を行うなど、活動機会の確保に努めることにより、シルバー人材センターを通じた高齢者の就労支援を促進します。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課 (社会福祉協議会)



## 基本目標 3 認知症になっても安心して 暮らせるまちづくり



高齢化に伴い、認知症高齢者が増加していくと想定される中、本町のアンケート調査における、要支援リスクでは「認知機能の低下」についてリスクの増加が見られます。

また、介護者が不安を感じる介護においても、「認知症への対応」が増加していることから認知症への対策は、重要性が増していると考えられます。

今後は、認知症に対する正しい理解や早期発見の必要性について普及・啓発に努めるとともに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、認知症の人だけではなく、介護者への支援についても包括的に支援できる体制の構築を図ります。

認知症になっても、本人・介護者ともに安心して暮らすためには、認知症カフェ等の気軽に相談・情報共有をする場所が必要です。認知症カフェの取組を充実させ参加者の維持に努めます。

認知症に対する理解を深め、見守り体制を確立するために、認知症サポーターの普及を目指します。

### ■指標の設定

目標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
認知症カフェの延べ参加者数(人) <sup>※1</sup>	3,248	3,250
認知症サポーター養成講座延べ受講者数(人) 【累計】	2,077	2,700

※1 「もとす広域連合介護保険事業計画」の数値と同値

## (1)認知症高齢者を支える仕組みづくり

認知症高齢者の増加が予測される中、認知症の早期発見のため、認知症初期集中支援チームや地域住民による見守りのネットワークを充実させます。

また、かかりつけ医など関係機関との連携を図り、的確な診断・助言につなげるとともに、認知症ケアパスの普及、認知症地域支援推進員による活動を支援することで、認知症の容態に応じて早期に適切な支援が提供できる環境の構築を図ります。

さらに、認知症カフェ等、気軽に相談できる体制や情報共有ができる場を充実することにより、介護者の精神的、身体的な負担の軽減や生活と介護の両立を支援する取組を推進します。

### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
認知症ガイドブック(ケアパス)の普及	●「認知症ガイドブック(ケアパス)」を通じ、認知症の進行に応じた適切なサービスの利用及び認知症の理解促進につなげます。	健康推進課
認知症地域支援推進員による活動支援	●認知症カフェをはじめとした、認知症に関する様々な事業を実施することにより、認知症の人やその家族が地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。	健康推進課
認知症初期集中支援チーム	●専門職で構成された認知症初期集中支援チームが、認知症の疑いのある人の家庭を訪問し、生活状況や認知機能等の情報収集及び評価を行うとともに、早期診断・適切なサービス利用につなげます。	福祉子ども課 健康推進課
見守りシール・個人賠償責任保険事業	●認知症の人が行方不明になった時、早期に発見し保護できるようQRコードがついた見守りシールの交付事業を実施しています。 ●必要な人に利用してもらえよう、イベント等で認知の向上を図り、見守りシールが適切に活用できるよう、普及啓発を行います。 ●法律上の損害賠償責任を負った場合、その補償に対応できるよう、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業を実施しています。	健康推進課
認知症カフェ	●認知症の人やその家族、地域住民が集まり、その人に合ったスタイルで気軽に出向き活動することができるよう、様々な開催回数や活動内容で実施しています。 ●日頃の悩みを共有するなど、相談や情報交換の場となるよう心理面のサポートの充実を図ります。	健康推進課

## (2)認知症予防と理解の促進

認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域において認知症が理解され、受け入れられていることが必要です。

認知症サポーター養成講座をはじめとする、住民を対象とした講演会、講習会の開催や、広報紙、パンフレット等を通して、住民の認知症に対する正しい理解を深め、住民による見守り活動の支援へとつなげていきます。

### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
認知症予防知識の普及・啓発	●老人クラブやふれあいいいきサロン、介護予防教室等さまざまな機会を通じて、認知症の正しい知識やその予防方法などの普及啓発に取り組みます。	健康推進課
認知症サポーター養成講座	●地域住民が認知症の正しい知識や接し方について理解を深め、地域で見守る体制を構築するため、認知症サポーター養成講座を開催します。 ●子どもの頃から認知症に対する意識の向上や、その家庭への知識の普及を目指し、キッズサポーター養成講座の開催を継続します。	健康推進課
チームオレンジの推進	●認知症サポーターが認知症に対する正しい知識や対応方法を身につけて活動できるよう、年2回ステップアップ研修等を実施することにより、自主的に行ってきた活動をさらに推進していけるよう支援します。 ●認知症サポーター等による支援チーム(チームオレンジ)の活動を推進し、認知症の人やその家族のニーズに合った支援へとつなげていく体制の構築に努めます。	健康推進課

## 基本目標 4 高齢者が安心・安全に暮らせる まちづくり



高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、防犯・防災に配慮したまちづくりが必要です。

地域の見守り体制の充実を図るとともに、高齢者の移動手段の確保、高齢者に配慮した環境の整備、災害等の緊急時に対応ができる体制づくりを推進します。

また、高齢者の身体や財産などに対する権利が侵害されることのないよう、高齢者虐待や消費者被害の防止、成年後見制度の活用などの取組を進め、高齢者の権利が守られる環境の構築を図ります。

### ■指標の設定

目標名	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)
権利擁護事業周知件数(回)	8	15
支え合い見守りネットワーク協定締結事業者数(事業者) 【累計】	112	130
「北方町に住み続けたいですか(ニーズ調査)」の 回答で「はい」を選んだ人の割合(%)	91.8	92.0

## (1)地域における見守り体制の充実

日常的に地域の中で支え合い、助け合いの取組が機能する環境づくりに努めるとともに、地域の福祉ネットワーク機能の充実を図り、ひとり暮らし高齢者の孤立防止や虐待の早期発見・早期対応を拡充することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域福祉活動を推進します。

### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
ふれあい訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●75歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の自宅を訪問し、生活状況の把握をします。</li> <li>●支援が必要な方の相談するきっかけづくりや潜在しているニーズの把握をするとともに、必要な人に必要なサービスが提供される仕組みの構築を図ります。</li> </ul>	健康推進課
支え合い見守りネットワーク活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>●北方町支え合い地域づくり協議体が主体となり、新聞販売店や宅配業者など、日常の業務において高齢者宅を訪問する機会のある事業者等と、見守り活動への協力に関する協定の締結を引き続き進めます。</li> <li>●見守りネットワーク協定締結事業者に対しては、定期的に事業の周知を行い、ネットワークの強化を図ります。</li> </ul>	福祉子ども課
配食サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり暮らし高齢者を対象に、民生委員が安否確認を目的として月1回の食事を配付する訪問を行っています。</li> </ul>	福祉子ども課 (社会福祉協議会)
緊急通報体制等整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり暮らし高齢者等が安心して生活を営めるよう、緊急時にボタンひとつでコールセンターを介して消防署に連絡できる通報装置の設置を継続して行います。</li> </ul>	健康推進課

## (2)高齢者の権利擁護

認知症高齢者等の増加に伴い、判断能力が不十分な高齢者への犯罪や権利侵害の増加が想定されます。

また、家族介護者の負担増加等による高齢者虐待なども懸念されることから、家族介護者の心のケアも必要です。

今後は、虐待の疑いがある高齢者の早期発見や、虐待を受けた高齢者やその家族に対し適切な支援を行うための対応力の向上を図り、虐待の予防、防止を促進するとともに、早期発見・早期対応のための取組の充実を図ります。

さらに、成年後見制度等、判断能力が不十分な高齢者の権利を保護する制度については、更なる周知を図るとともに、制度の利用を必要とする方が適切に活用することができるよう、関係機関と連携し相談体制の充実や制度利用の支援を促進します。

### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
成年後見制度の周知、利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認知症高齢者など判断能力が不十分になっても、地域で安心して自立した生活が送れるように、中核機関を中心に、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を推進することにより、制度を利用しやすい体制づくりに努めます。</li> <li>●中核機関と連携し、定期的に情報交換をするとともに、パンフレット等を作成し、成年後見制度の周知・啓発に努めます。</li> <li>●成年後見制度利用支援事業については、高齢者の権利擁護を推進するため、町長申立て等を含めて、制度を必要としている人への支援体制を継続していきます。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課
高齢者虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待の事例を把握した場合には、速やかに高齢者宅を訪問して状況を確認するとともに、高齢者虐待対応マニュアルに沿って警察等の関係機関に連絡し、協同して事例に即した適切な対応をとります。</li> <li>●高齢者虐待を未然に防ぐため、住民に広く理解してもらえよう周知啓発を行います。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課
老人福祉施設等への措置の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待等の場合で高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、福祉子ども課と地域包括支援センターが連携して対応します。</li> </ul>	福祉子ども課 健康推進課

事業名	内容	担当課
消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消費者被害を未然に防止するため、警察署等と幅広く情報共有し、地域全体での見守りに努めます。また、様々な情報を正しく伝えるため、出前講座やカワセミ便にて啓発活動に努めます。</li> </ul>	総務危機管理課 福祉子ども課 健康推進課

### (3)防犯・防災対策

近年多発する台風・地震等の自然災害や高齢者を狙った特殊詐欺等から高齢者の安全と安心を守るためには、防犯、防災意識の高揚と啓発に努めるとともに、避難行動要支援者名簿の整備や、地域住民、福祉関係者等の連携による制度の周知啓発が必要です。防犯対策をより一層推進するとともに、地域住民への防犯意識の啓発を図り、地域全体で安全と安心の確保に取り組めます。

#### ■主な事業内容

事業名	内容	担当課
避難行動要支援者の安全確保体制の整備	●避難行動要支援者名簿(見守り台帳)の更新を定期的に行い、その実態把握を行っていきます。また、災害時に迅速かつ確かな救援活動ができるよう、個別避難計画体制等の整備に努めるとともに、名簿の情報を自治会等に提供し、災害時の共助を支える一助とします。	福祉子ども課
地域防犯活動の支援	●防犯に関する広報無線の放送や広報紙への掲載、地域のサロン等における定期的な呼びかけ等、多様な手法による周知啓発を継続します。	福祉子ども課
救急医療情報キットの配布	●避難行動要支援者名簿(見守り台帳)に載っているひとり暮らし高齢者・高齢者のみの世帯・障がい者に対し、緊急時の連絡先を記載することができる救急医療情報キットを配布します。	福祉子ども課



#### (4)ひとにやさしいまちづくり

高齢者が安全・安心に自立した生活を送るためには、高齢者の状態や生活課題などに配慮した整備・充実が求められます。

高齢者の外出の妨げとならないよう引き続きバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザイン(誰もが使いやすいみんなにやさしいデザイン)を取り入れた新たな施設の整備等に努めます。

##### ■主な事業内容

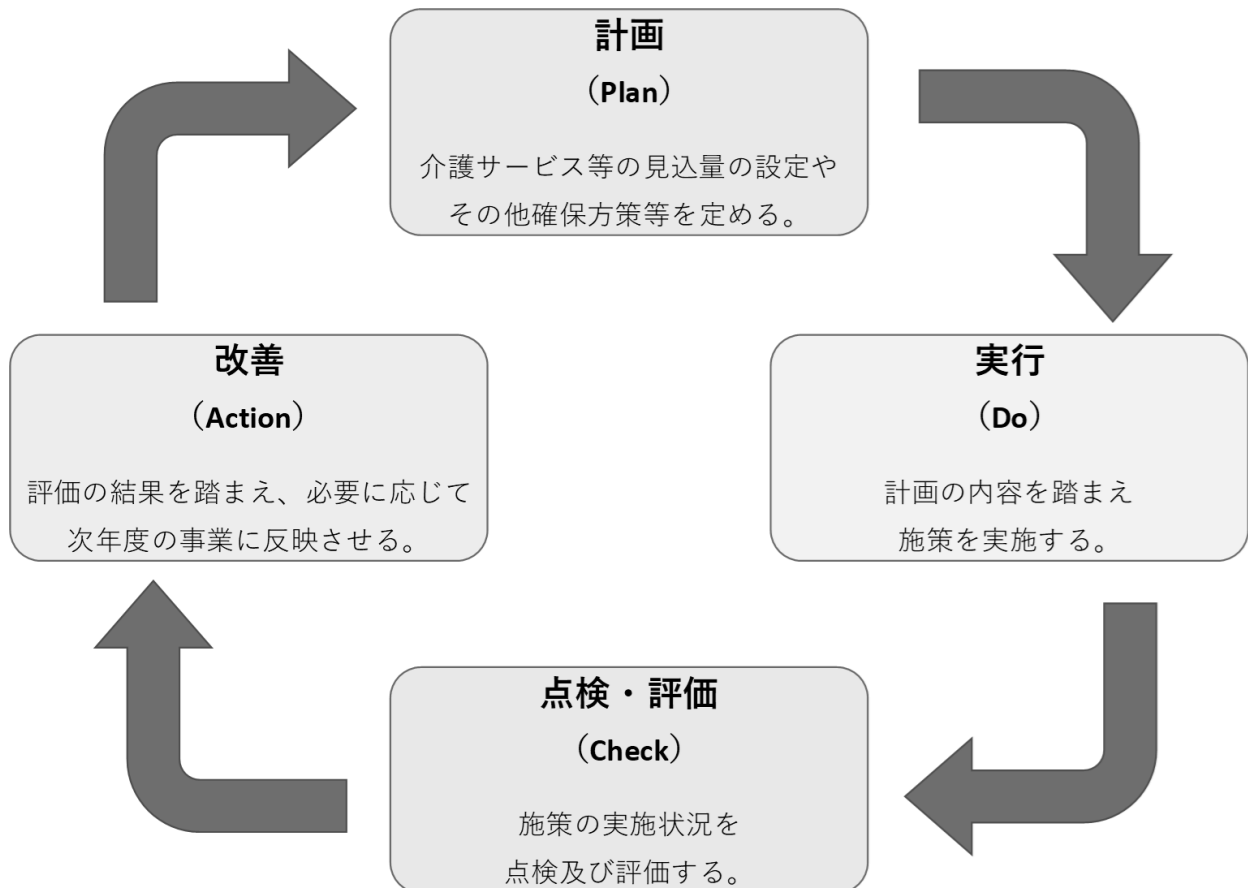
事業名	内容	担当課
ユニバーサルデザインに基づくまちづくり	●公共施設や公園等のトイレの改修を行うなどバリアフリー化を実施し、多世代共生を推進するとともに、新設する公共施設に関して、ユニバーサルデザインの考えを取り入れた、まちづくりを推進していきます。	北方町
歩行空間の整備	●段差のない歩行帯の確保等、高齢者や障がいのある人にやさしい歩行空間の確保に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進します。	北方町

## 第5章 計画の推進体制

### 1. 計画の進行管理

本計画は、高齢者を取り巻く関係機関がそれぞれ連携しながら着実に推進していくことが必要です。そのため、本計画に掲げた数値目標や各施策の取組実績について、地域連携会議等の関係機関が集まる場において年1回、進捗状況や達成状況を分析評価し、見直しを図っていきます。評価に当たっては国の示す評価指針に沿って適切に実施します。

【PDCAサイクル図】



### 2. 計画の推進

本計画は、高齢者を支える地域住民、民生委員、ボランティア、NPO団体、医療機関や介護保険事業所、行政機関や社会福祉協議会等様々な人々や団体等の関係機関が、協働することによって推進していくことが大切です。

町は、高齢者福祉の向上を目指して施策を総合的に推進する責務があります。そのため、庁内での連携はもとより、高齢者福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携し協力を図るとともに、住民のニーズの把握と各地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

## 1. アンケート調査結果

もとす広域連合が定める第9期介護保険事業計画、及び広域連合組織市町(瑞穂市、本巣市、北方町)が定める「市町村老人福祉計画」の策定にあたり、下記アンケート調査を実施しました。

- ・【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】(65歳以上の高齢者(※要介護者を除く)対象)
- ・【在宅介護実態調査】(在宅で生活している要支援・要介護者対象)
- ・【介護人材実態調査】(介護事業所、介護施設等 事業者対象)
- ・【担い手世代に関する調査】(15～35歳(※中学生を除く)対象)

### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ごとに、高齢者の生活状況や生活支援のニーズ、地域の抱える課題等を把握し、今後の高齢者等の支援施策の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

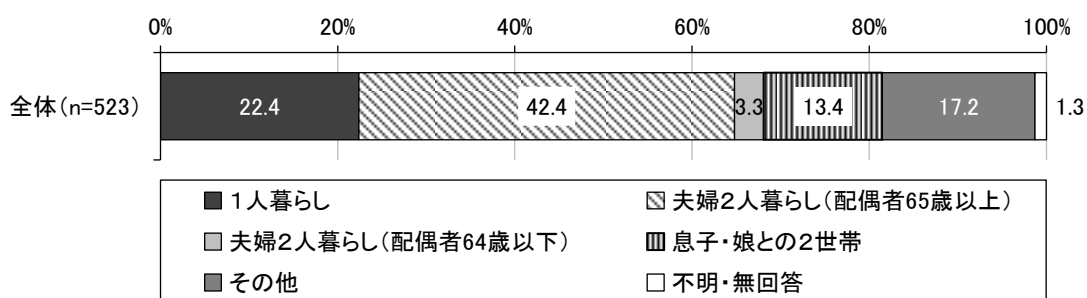
#### ■調査の概要

調査対象者	65歳以上の高齢者（無作為抽出）※要介護者を除く
調査方法	郵送による調査票の発送・回収(無記名回収)
調査期間	令和4年11月2日～令和4年11月30日
配布数	4,000通
回収数	2,523通(北方町 523通)
回収率	63.1%

※ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、北方町分の調査結果を掲載します。

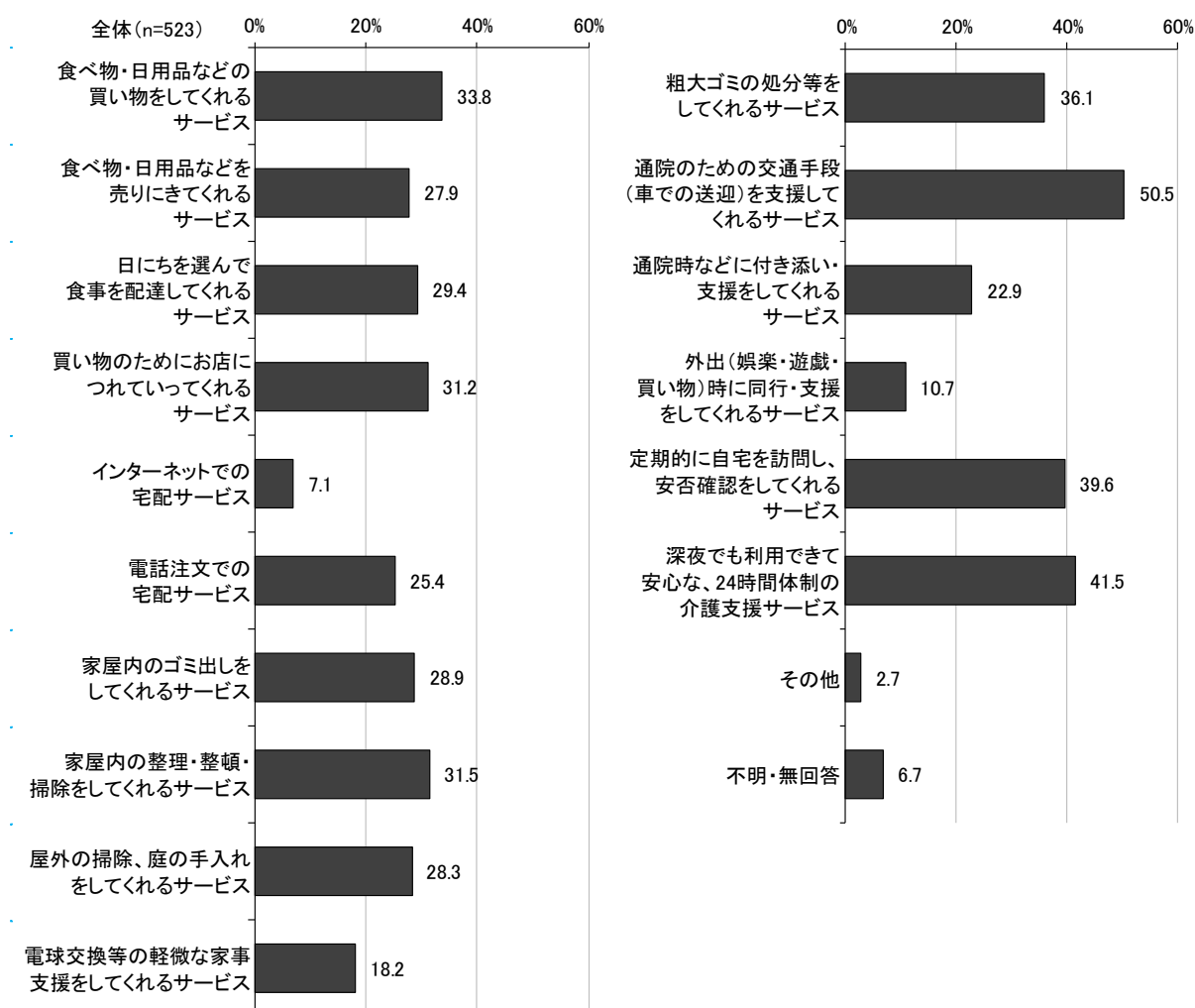
問 あなたの家族構成を教えてください。(○印は1つだけ)

「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」が42.4%と最も高く、次いで「1人暮らし」が22.4%となっています。



問 介護等において、どのようなサービスがあったらよいと思いますか。また、利用したいと思いますか(○印はいくつでも)

「通院のための交通手段(車での送迎)を支援してくれるサービス」が50.5%と最も高く、次いで「深夜でも利用できて安心な、24時間体制の介護支援サービス」が41.5%、「定期的に自宅を訪問し、安否確認をしてくれるサービス」が39.6%となっています。



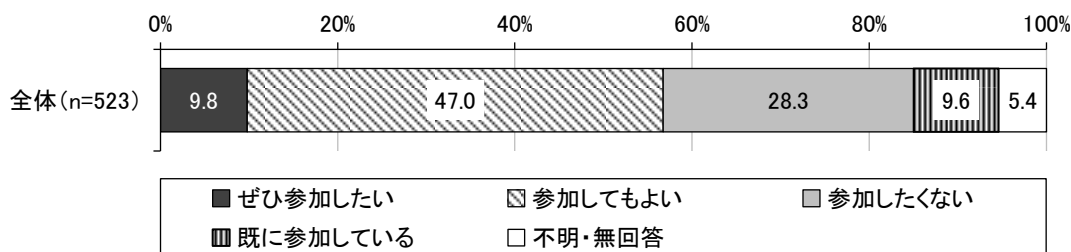
問 会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。(それぞれ○印は1つだけ)

いずれのグループ・会等でも「参加していない」が最も高くなっています。参加割合の高いグループ・会等を見ると、『⑦町内会・自治会』では「年に数回」が26.6%、『⑧収入のある仕事』では「週4回以上」が11.7%と1割を超えています。

全体(n=523)	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	参加していない	不明・無回答
①ボランティアのグループ	0.6	1.5	1.7	4.4	3.4	56.8	31.5
②スポーツ関係	1.7	5.0	6.7	4.6	2.3	52.0	27.7
③趣味関係	1.5	3.6	6.7	9.8	2.7	48.6	27.2
④学習・教養サークル	0.4	0.2	3.1	4.0	1.7	60.4	30.2
⑤介護予防のための通いの場	0.0	1.1	1.0	3.4	1.9	62.3	30.2
⑥老人クラブ	0.0	0.6	1.1	2.1	4.4	61.8	30.0
⑦町内会・自治会	0.4	0.4	1.3	6.3	26.6	36.1	28.9
⑧収入のある仕事	11.7	5.2	1.5	1.7	1.0	52.2	26.8

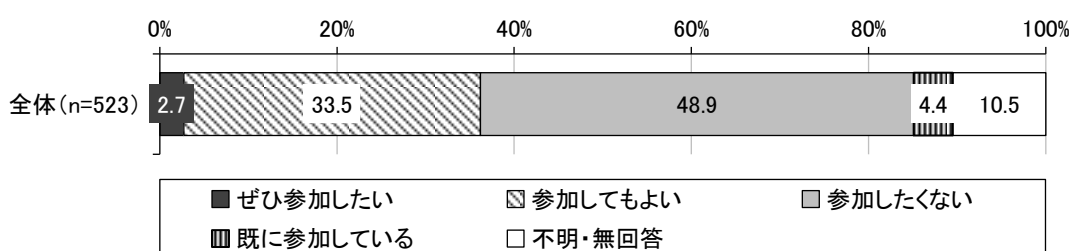
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(○印は1つだけ)

「参加してもよい」が47.0%と最も高く、次いで「参加したくない」が28.3%、「ぜひ参加したい」が9.8%となっています。



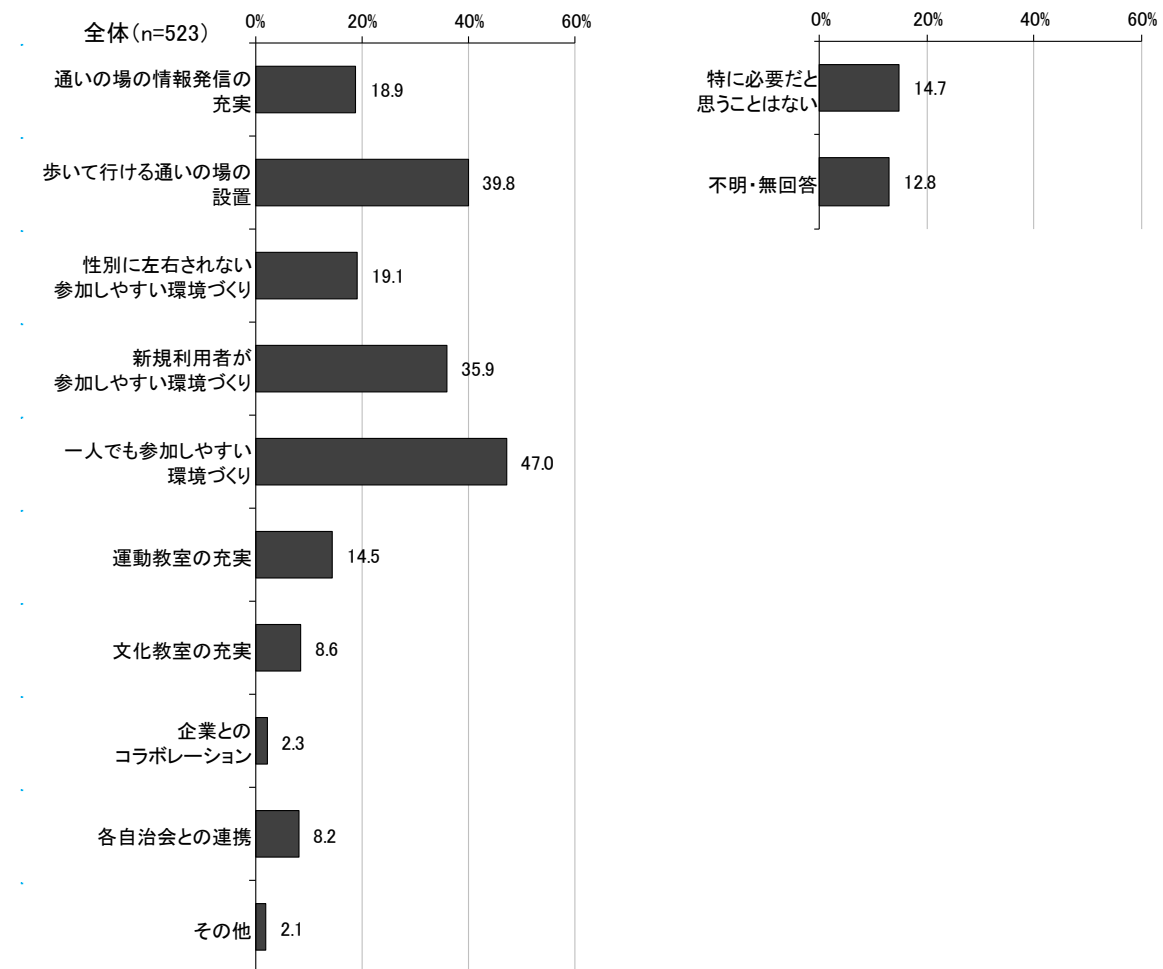
問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。(○印は1つだけ)

「参加したくない」が48.9%と最も高く、次いで「参加してもよい」が33.5%、「既に参加している」が4.4%となっています。



問 今後、通いの場(サロン等)をより良いものにするにあたり、必要だと思われることをお聞かせください（〇印はいくつでも）

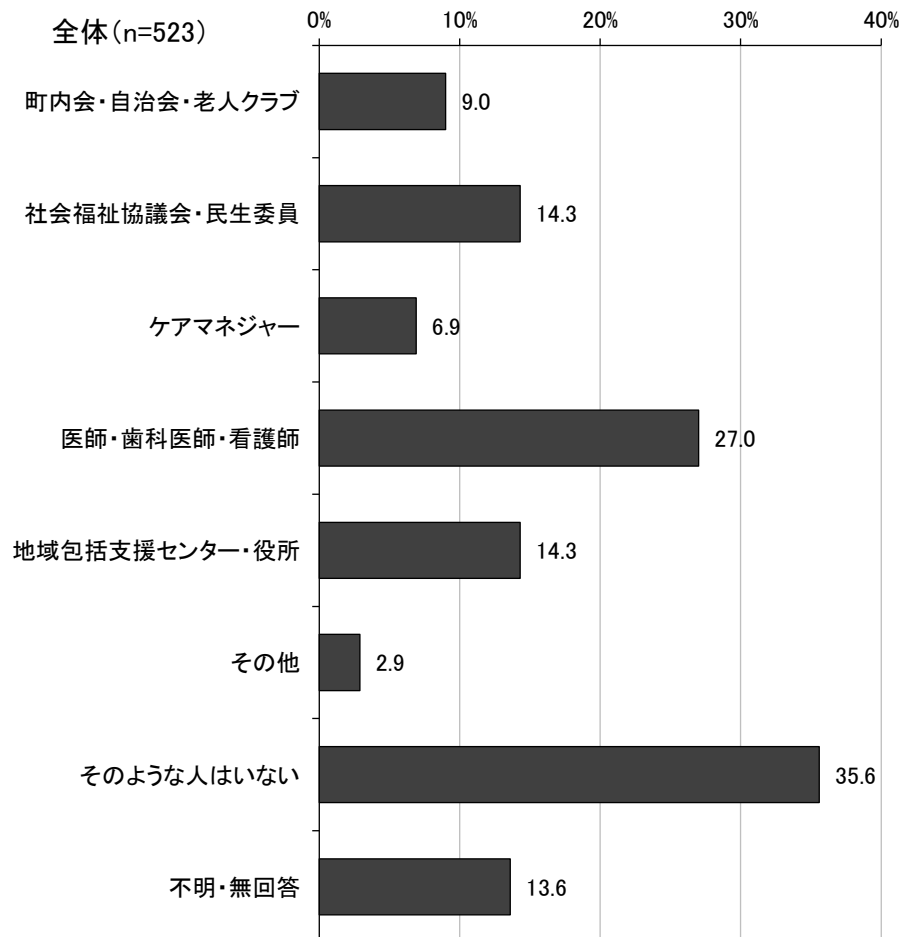
「一人でも参加しやすい環境づくり」が 47.0%と最も高く、次いで「歩いて行ける通いの場の設置」が 39.8%、「新規利用者が参加しやすい環境づくり」が 35.9%となっています。



問 家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手を教えてください。

(○印はいくつでも)

家族や友人・知人以外で、何かあったときに相談する相手についてみると、「そのような人はいない」が 35.6%と最も高く、次いで「医師・歯科医師・看護師」が 27.0%、「社会福祉協議会・民生委員」と「地域包括支援センター」がともに 14.3%となっています。



問 地域住民自らによる高齢者支援として考えられるものは何ですか。(〇印はいくつでも)

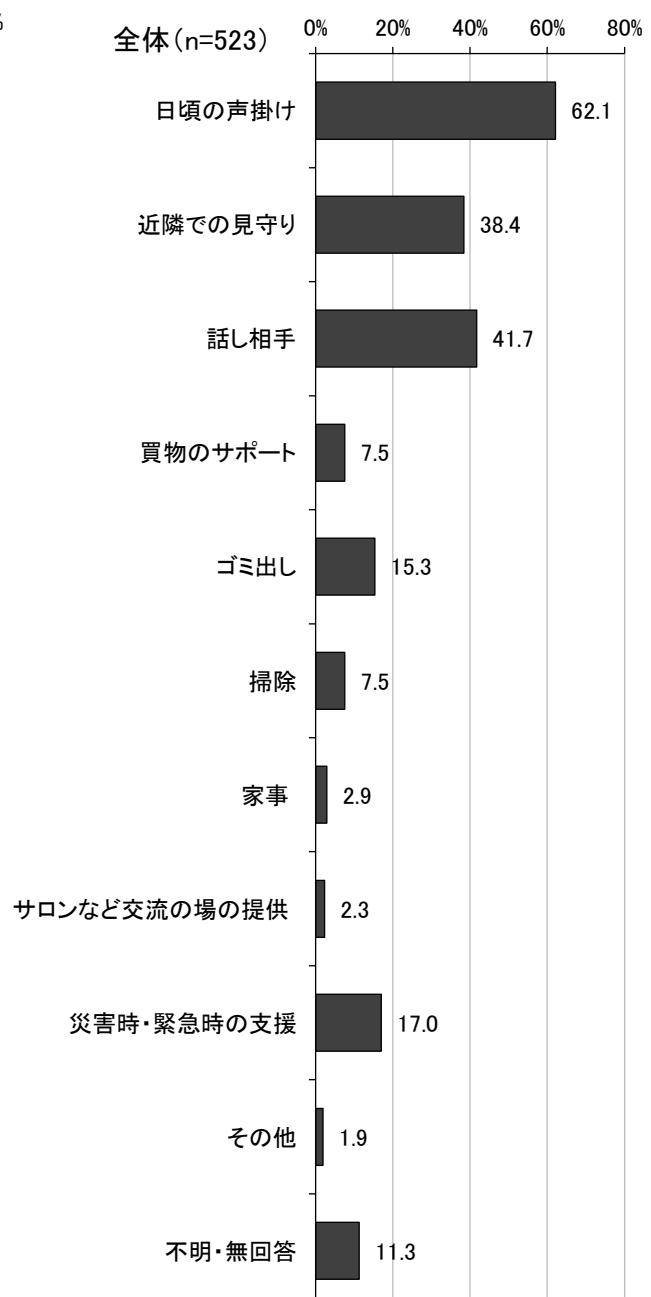
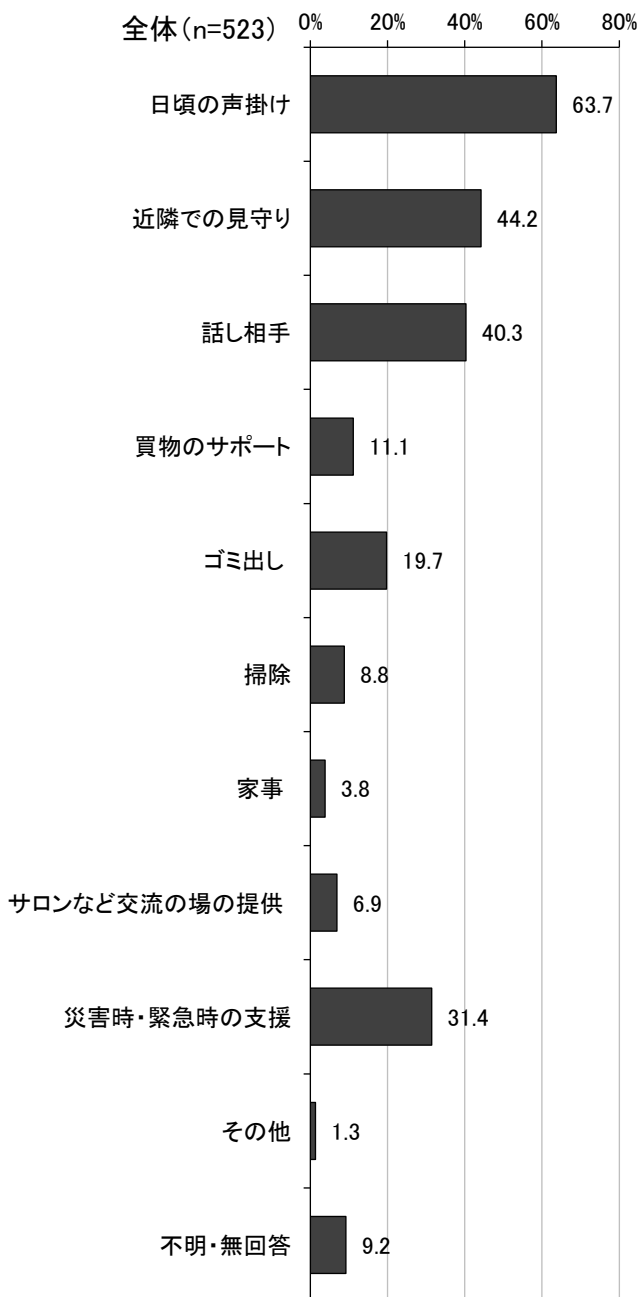
問 高齢者支援の中で、あなたができることは何ですか。(〇印はいくつでも)

地域住民自らによる高齢者支援として考えられるものについてみると、「日頃の声掛け」が63.7%と最も高く、次いで「近隣での見守り」が44.2%、「話し相手」が40.3%となっています。

高齢者支援の中で、あなたができることについてみると、「日頃の声掛け」が62.1%と最も高く、次いで「話し相手」が41.7%、「近隣での見守り」が38.4%となっています。

■高齢者支援として考えられるもの

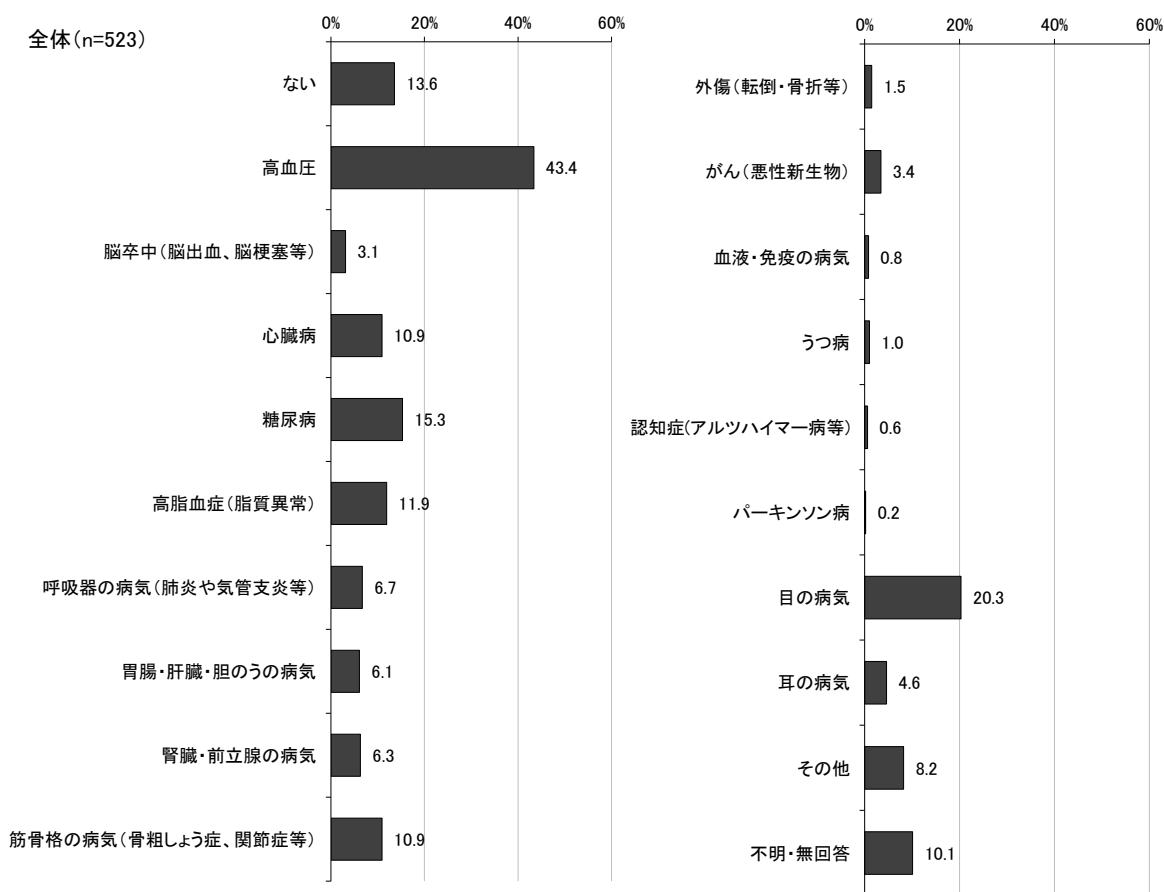
■高齢者支援の中で、できること





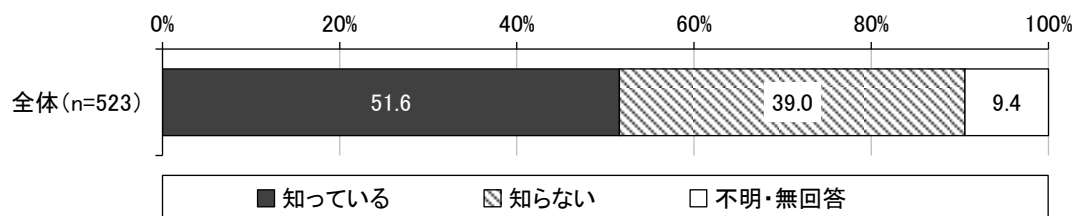
問 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。(○印はいくつでも)

現在治療中、または後遺症のある病気についてみると、「高血圧」が43.4%と最も高く、次いで「目の病気」が20.3%、「糖尿病」が15.3%となっています。



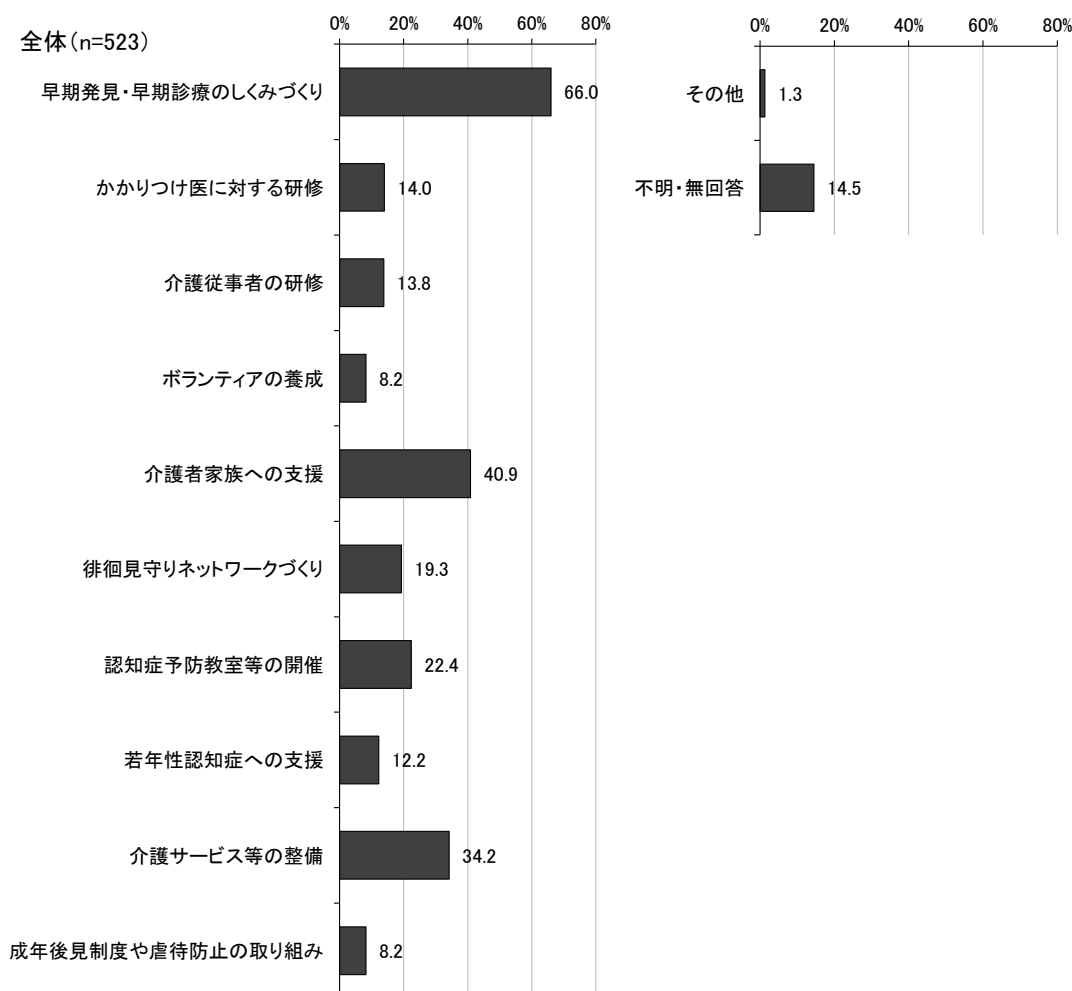
問 地域包括支援センターをご存じですか。(どちらかに○印)

「知っている」が51.6%、「知らない」が39.0%となっています。



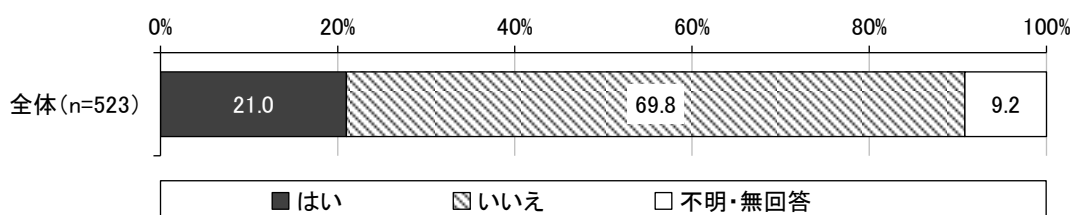
問 今後、認知症対策を進めていくうえで、どのようなことを最も重点に置く必要があると思いますか。(〇印はいくつでも)

「早期発見・早期診療のしくみづくり」が 66.0%と最も高く、次いで「介護者家族への支援」が 40.9%、「介護サービス等の整備」が 34.2%となっています。



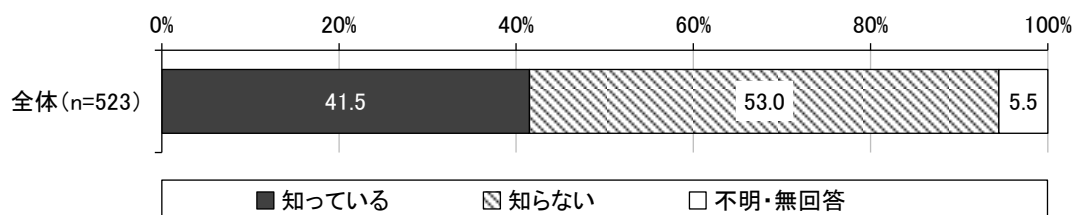
問 認知症に関する相談窓口を知っていますか。(どちらかに〇印)

「いいえ」が69.8%、「はい」が21.0%となっています。



問 成年後見制度をご存じですか。(どちらかに○印)

「知らない」が53.0%、「知っている」が41.5%となっています。

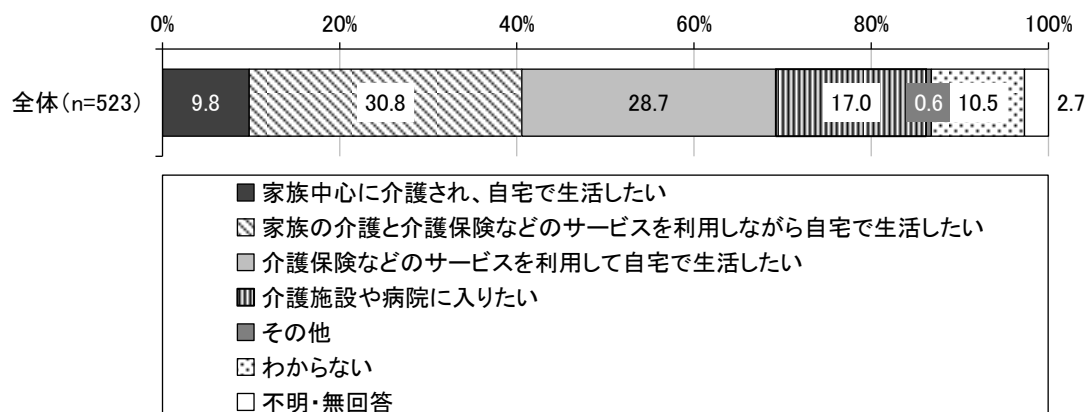


問 あなたは、介護が必要になったら、どのように生活したいですか。

(現在、介護が必要な方は今後どのように生活したいかをお答えください)

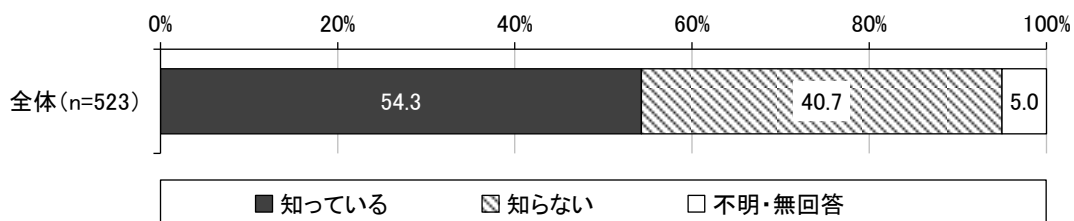
(○印は1つだけ)

「家族の介護と介護保険などのサービスを利用しながら自宅で生活したい」が30.8%と最も高く、次いで「介護保険などのサービスを利用して自宅で生活したい」が28.7%、「介護施設や病院に入りたい」が17.0%となっています。



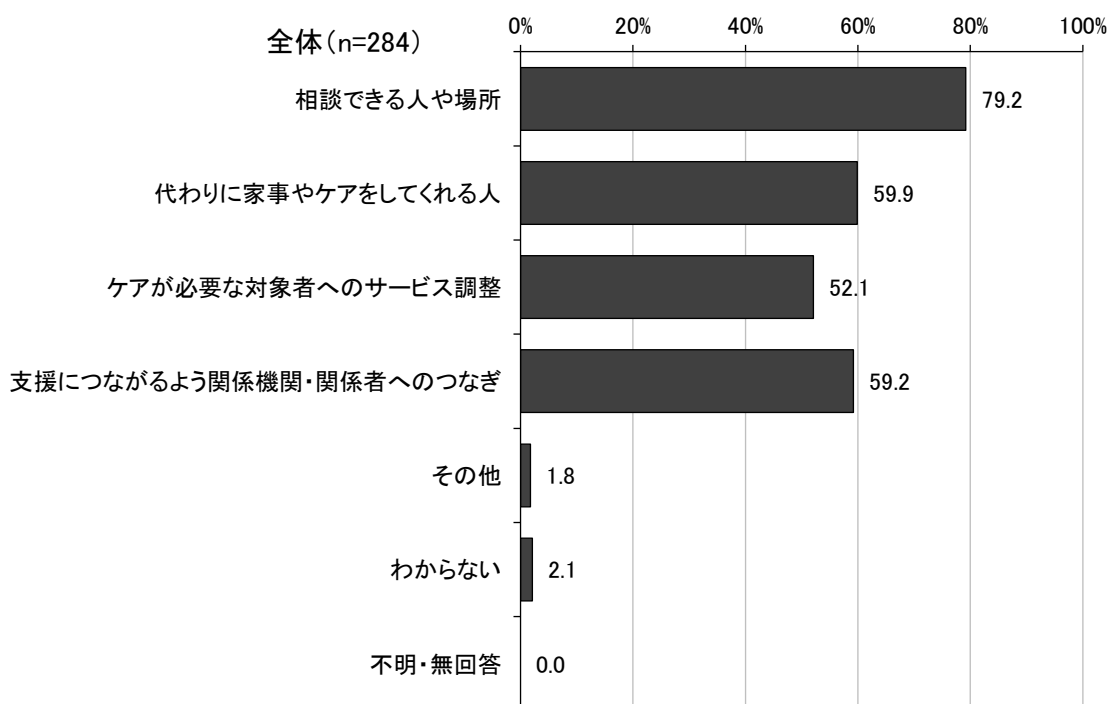
問 ヤングケアラーという言葉をご存じですか。(どちらかに○印)

「知っている」が54.3%、「知らない」が40.7%となっています。



問 ヤングケアラーにはどのような支援が必要だと思いますか。(○印はいくつでも)

「相談できる人や場所」が79.2%と最も高く、次いで「代わりに家事やケアをしてくれる人」が59.9%、「支援につながるよう関係機関・関係者へのつなぎ」が59.2%となっています。



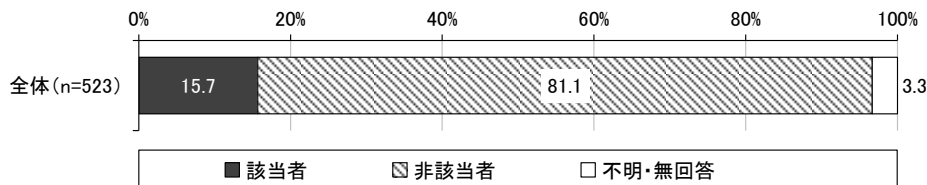
## ■要支援リスク判定

アンケート調査の回答結果に基づき、要支援となるリスクがどの程度あるかを算出しました。

項目	判定の基となる設問	
①運動器機能の低下	問 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか 問 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 問 15分位続けて歩いていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
	問 過去1年間に転んだ経験がありますか	1. 何度もある 2. 1度ある 3. ない
	問 転倒に対する不安は大きいですか	1. とても不安である 2. やや不安である 3. あまり不安でない 4. 不安でない
該当する選択肢(網掛けの箇所)が3問以上回答された場合リスクあり		
②認知機能の低下	問 物忘れが多いと感じますか	1. はい 2. いいえ
	該当する選択肢(網掛けの箇所)が回答された場合リスクあり	
③うつ傾向	問 この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか 問 この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1. はい 2. いいえ
	該当する選択肢(網掛けの箇所)が1問以上回答された場合リスクあり	

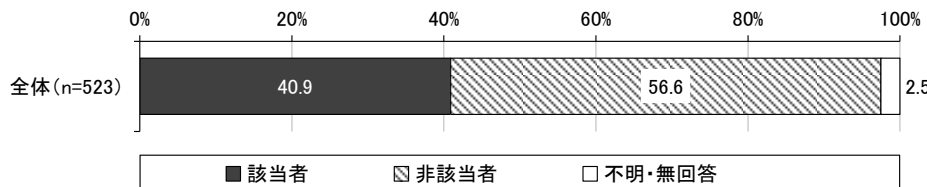
### ① 運動器機能の低下

「非該当者」が81.1%、「該当者」が15.7%となっています。



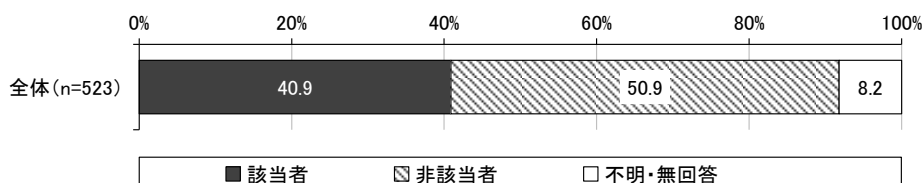
### ② 認知機能の低下

「非該当者」が56.6%、「該当者」が40.9%となっています。



### ③ うつ傾向

「非該当者」が50.9%、「該当者」が40.9%となっています。



## ■老研式活動能力指標による評価

老研式活動能力指標とは生活機能の評価を行うことを目的とした指標であり、手段的日常生活動作(IADL)、知的能動性、社会的役割の3つの尺度について評価する指標となります。アンケート調査の回答結果に基づき、点数を算出しました。

### 【①手段的日常生活動作】

該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が5点で手段的日常生活動作が「高い」、4点で「やや低い」、0～3点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で食品・日用品の買物をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で食事の用意をしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で請求書の支払いをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない
問 自分で預貯金の出し入れをしていますか	1. できるし、している 2. できるけどしていない 3. できない

### 【②知的能動性】

該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が4点で知的能動性が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	1. はい 2. いいえ
問 新聞を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
問 本や雑誌を読んでいますか	1. はい 2. いいえ
問 健康についての記事や番組に関心がありますか	1. はい 2. いいえ

### 【③社会的役割】

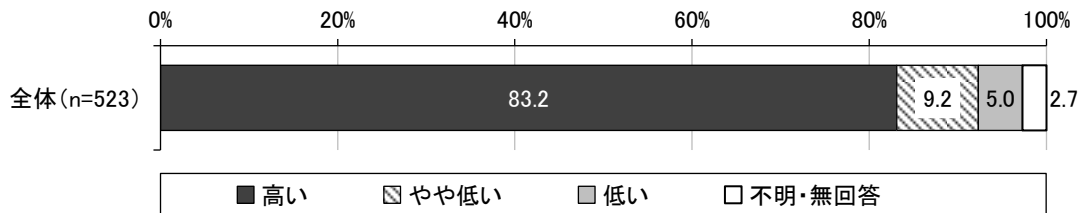
該当する選択肢(表の網掛け箇所)が回答された場合は1点と数え、合計が4点で社会的役割が「高い」、3点で「やや低い」、0～2点で「低い」と判定されます。

設問内容	選択肢
問 友人の家を訪ねていますか	1. はい 2. いいえ
問 家族や友人の相談にのっていますか	1. はい 2. いいえ
問 病人を見舞うことができますか	1. はい 2. いいえ
問 若い人に自分から話しかけることがありますか	1. はい 2. いいえ

## ■老研式活動能力指標による評価

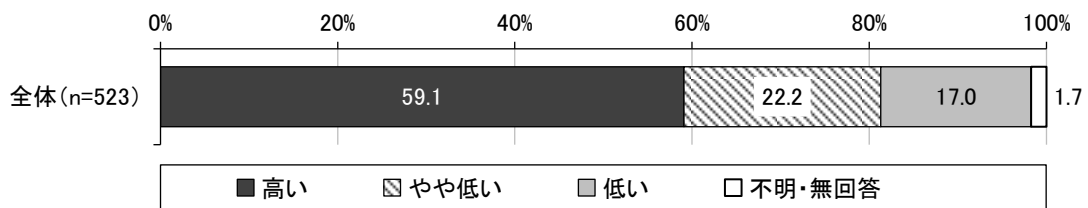
### ① 手段的自立度(IADL)

「高い」が83.2%と最も高く、次いで「やや低い」が9.2%、「低い」が5.0%となっています。



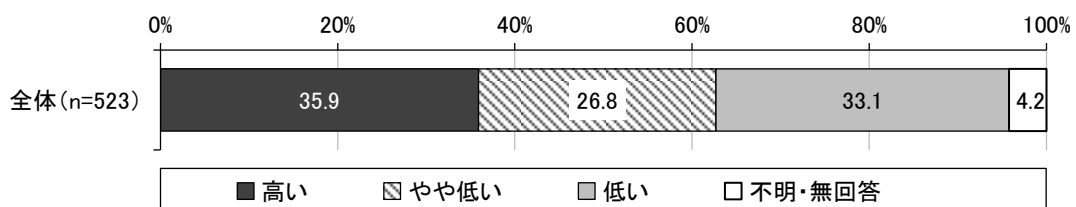
### ② 知的能動性

「高い」が59.1%と最も高く、次いで「やや低い」が22.2%、「低い」が17.0%となっています。



### ③ 社会的役割

「高い」が35.9%と最も高く、次いで「低い」が33.1%、「やや低い」が26.8%となっています。



## (2) 在宅介護実態調査

「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」等についての、客観的な状態把握とその達成のための施策検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

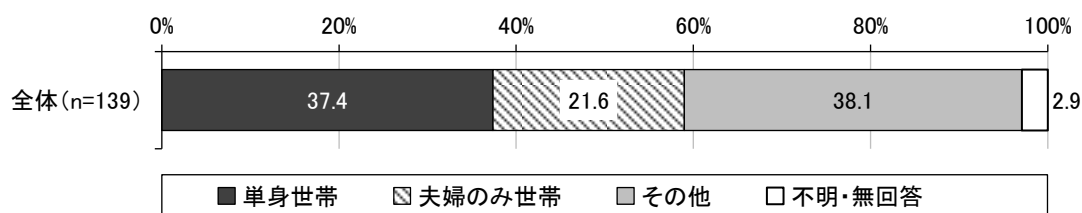
### ■調査の概要

調査対象者	在宅で生活している要支援・要介護者
調査方法	認定調査員または介護サービス事業所担当者、地域包括支援センター職員による聞き取り調査
調査期間	令和4年10月1日～令和5年1月31日
回収数	670通(北方町 139通)

※ 在宅介護実態調査は、北方町分の調査結果を掲載します。

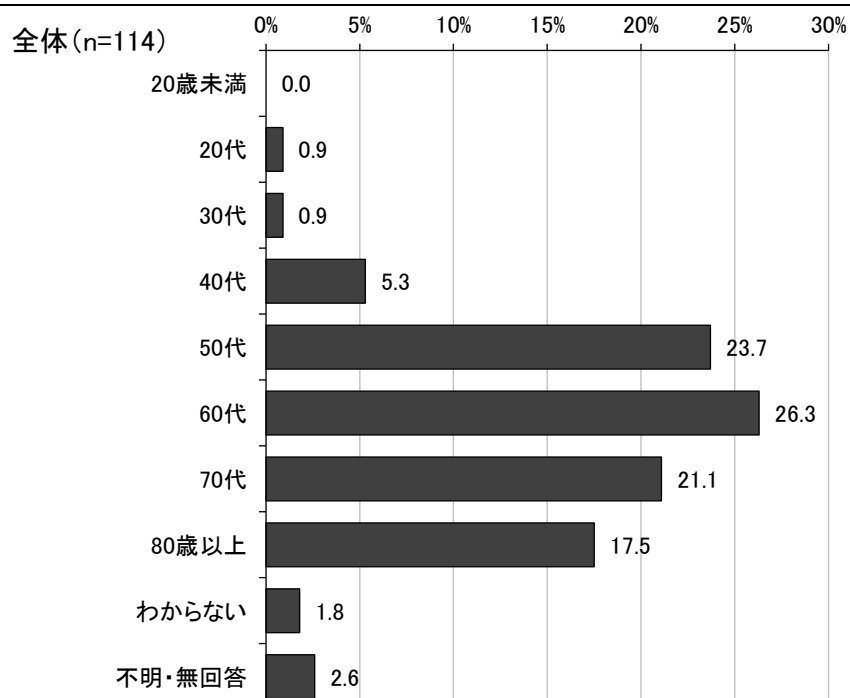
### 問 世帯類型について、ご回答ください(○印は1つだけ)

「単身世帯」が37.4%、「夫婦のみ世帯」が21.6%となっています。



### 問 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください(1つを選択)

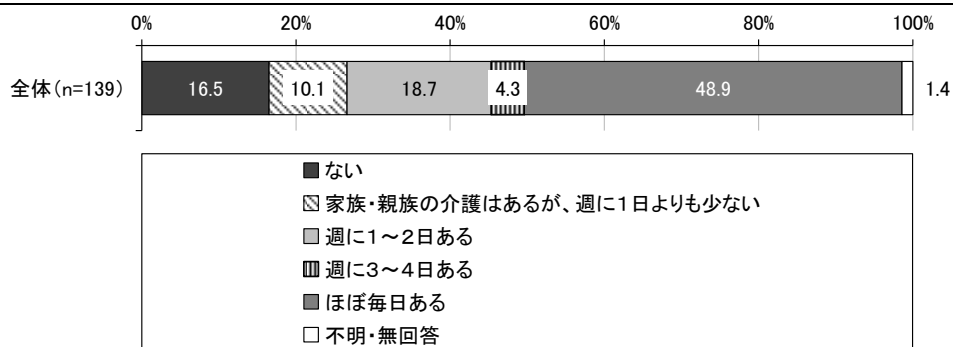
「60代」が26.3%と最も高く、次いで「50代」が23.7%、「70代」が21.1%となっています。





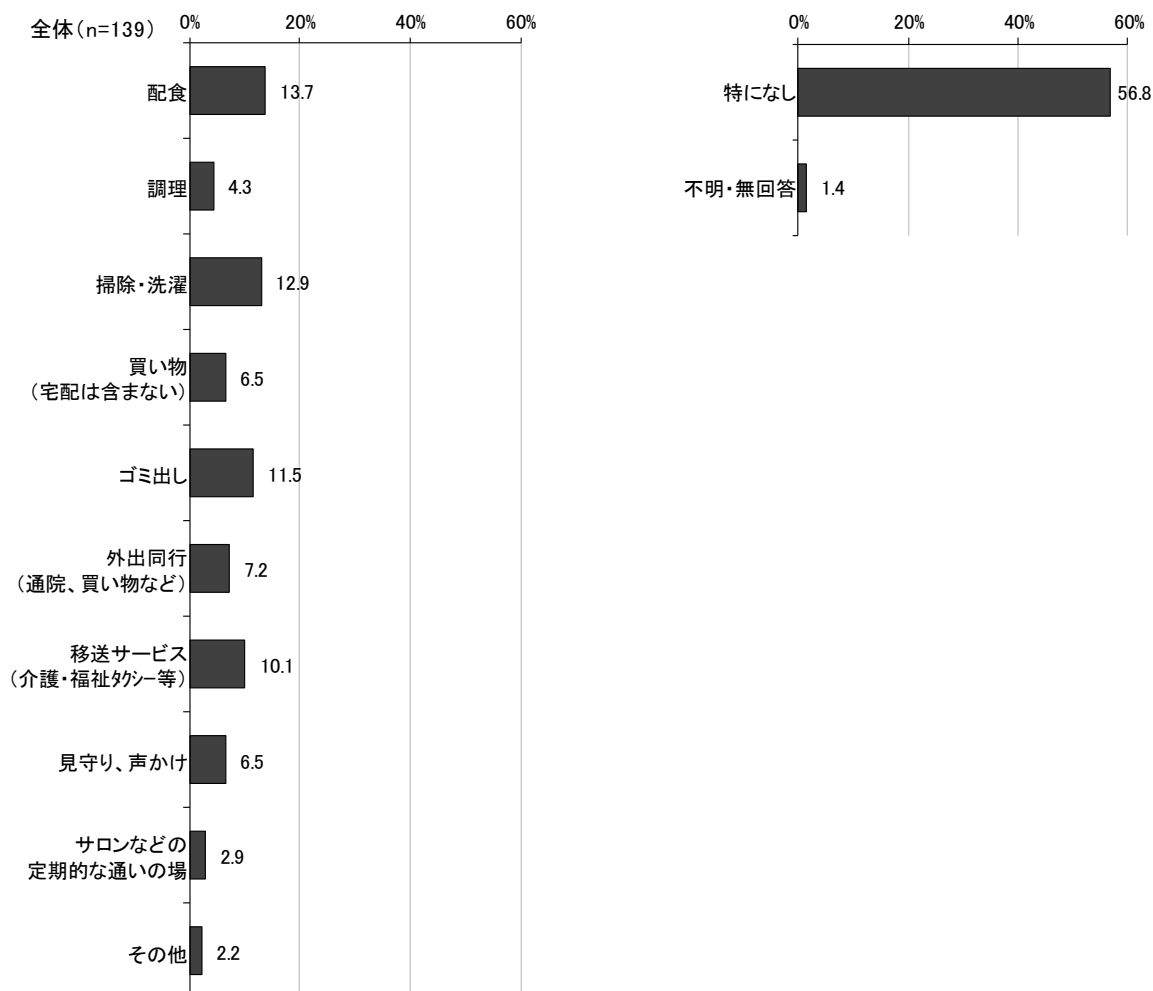
問 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか  
(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)(○印は1つだけ)

ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいあるかについてみると、「ほぼ毎日ある」が48.9%と最も高く、次いで「週に1~2日ある」が18.7%、「ない」が16.5%となっています。



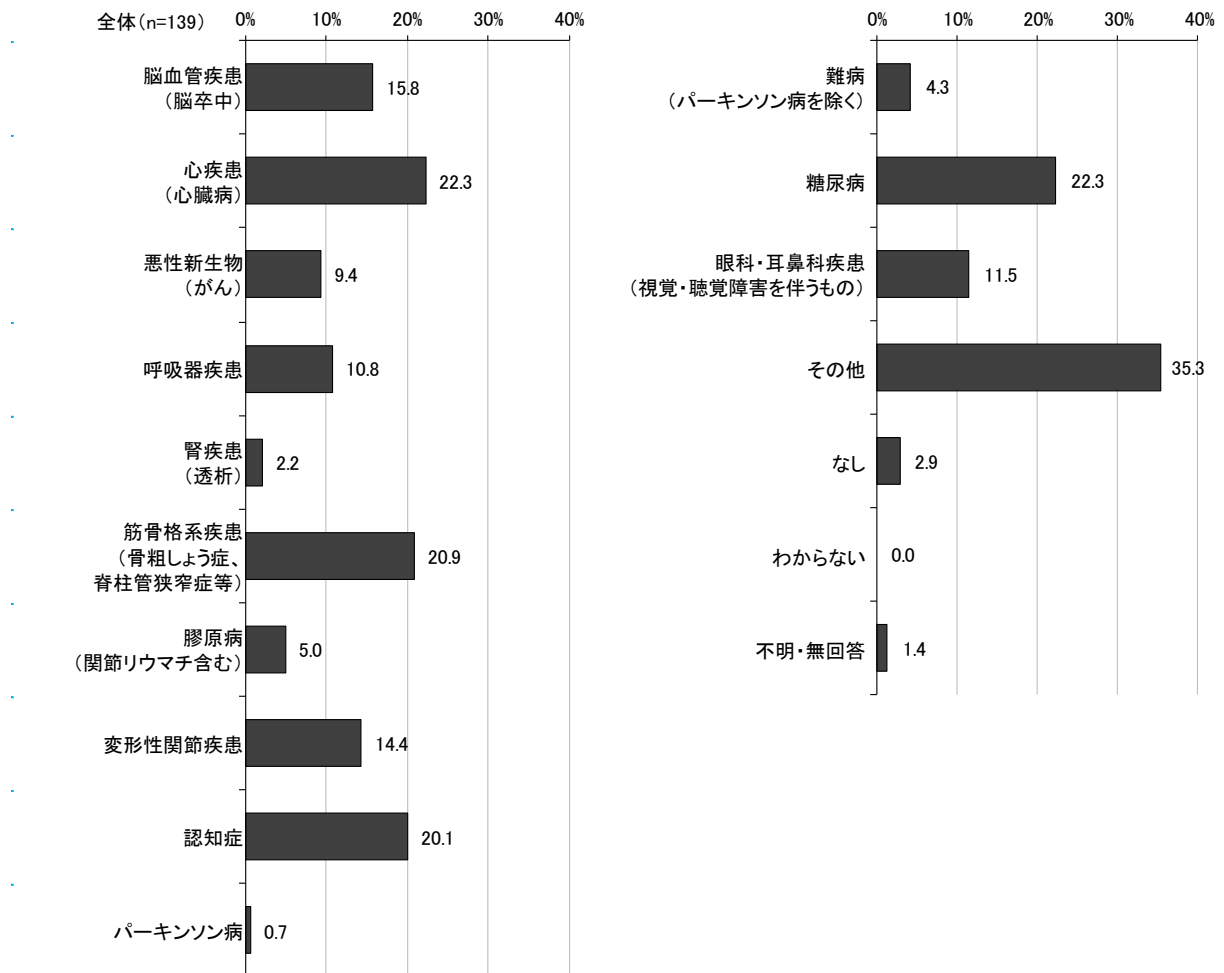
問 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください  
(○印はいくつでも)

「特になし」が56.8%と最も高く、次いで「配食」が13.7%、「掃除・洗濯」が12.9%となっています。



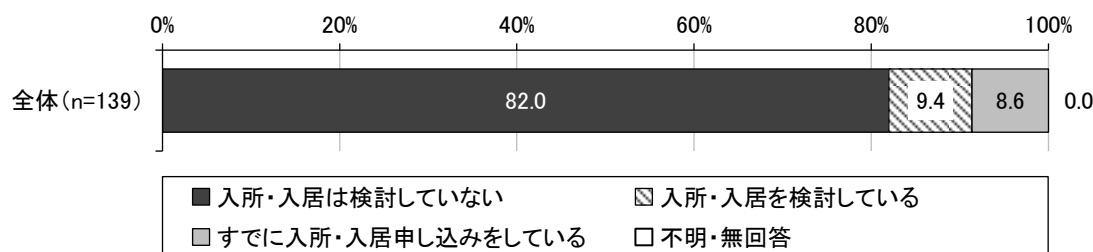
問 ご本人(調査対象者)が、現在抱えている傷病について、ご回答ください  
(〇印はいくつでも)

「その他」を除くと、「糖尿病」「心疾患」がともに22.3%で最も高く、次いで「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」が20.9%、「認知症」が20.1%となっています。



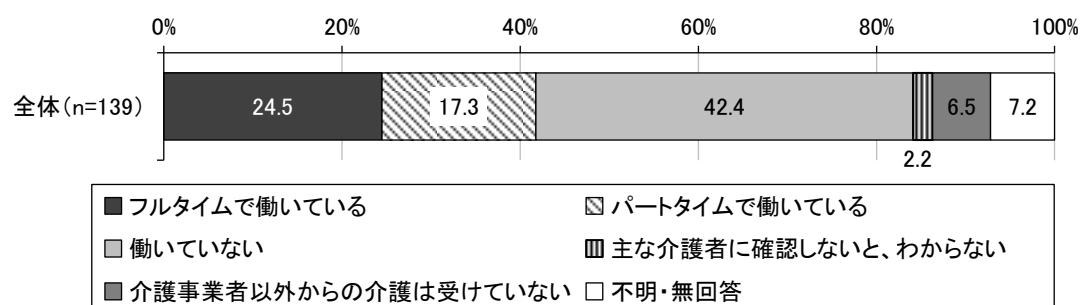
問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください  
(○印は1つだけ)

「入所・入居は検討していない」が 82.0%と最も高く、次いで「入所・入居を検討している」が 9.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 8.6%となっています。



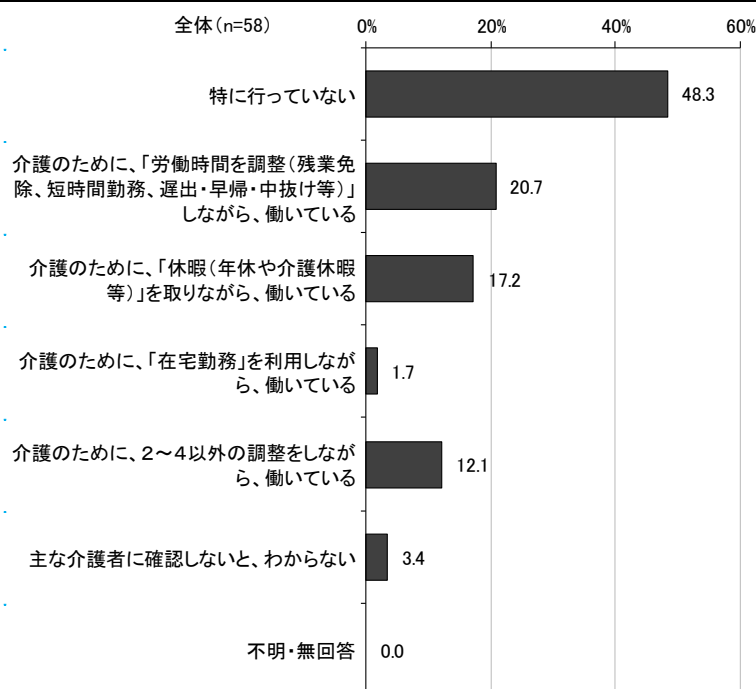
問 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(○印は1つだけ)

「働いていない」が42.4%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が24.5%、「パートタイムで働いている」が17.3%となっています。



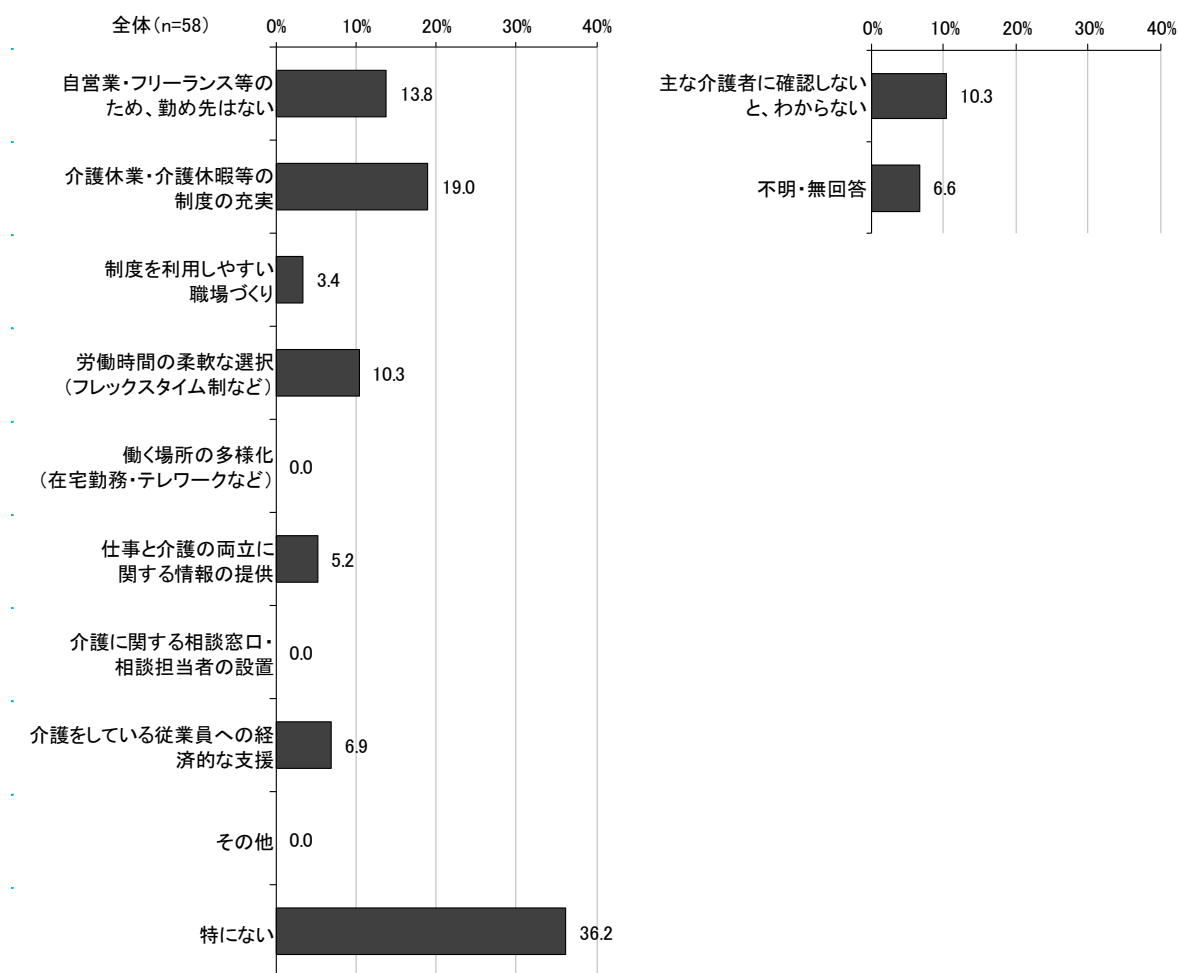
問 介護をするにあたって、働き方の調整等の有無(○印は1つだけ)

「特に行っていない」が48.3%と最も高く、次いで「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が20.7%、「介護のために、「休暇」を取りながら、働いている」が17.2%となっています。



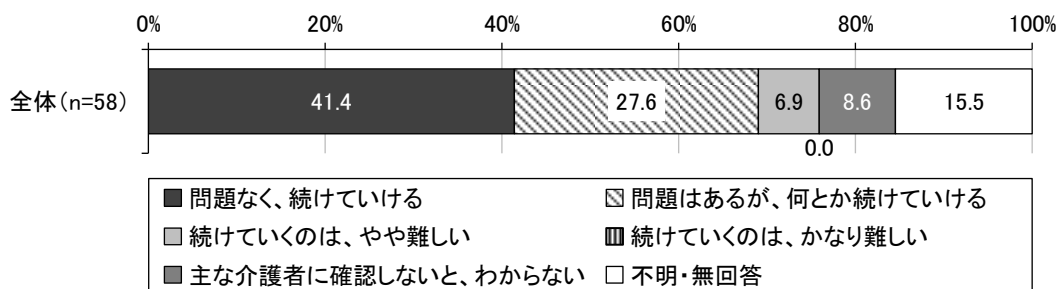
**問 主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか(○印は3つまで)**

「特にない」が36.2%と最も高く、次いで「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が19.0%、「自営業・フリーランス等のため、勤め先はない」が17.3%となっています。



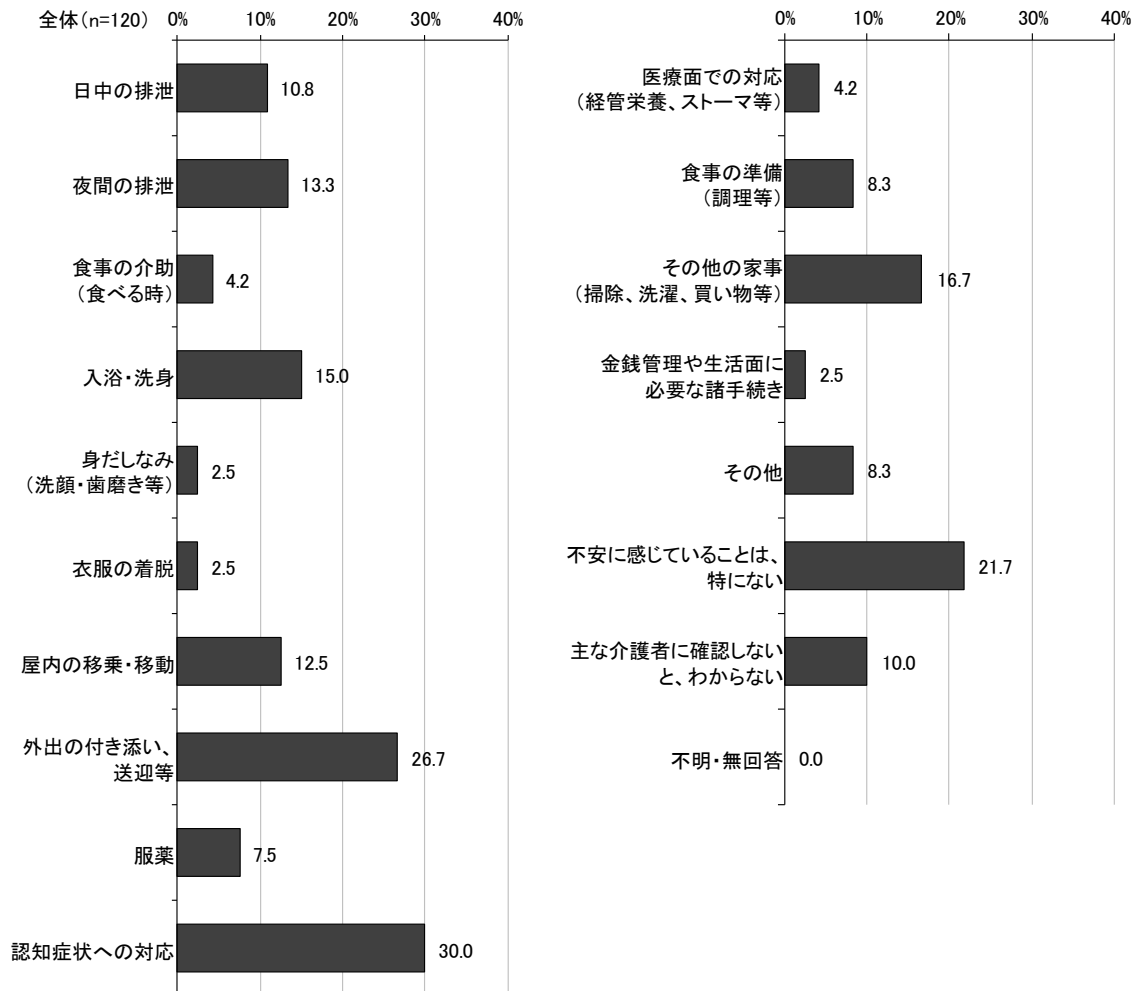
**問 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(○印は1つだけ)**

「問題なく、続けていける」が41.4%と最も高く、次いで「問題はあるが、何とか続けていける」が27.6%、「主な介護者に確認しないと、わからない」が8.6%となっています。



問 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)(○印は3つまで)

「認知症状への対応」が30.0%と最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が26.7%、「不安に感じていることは、特にない」が21.7%となっています。



### (3) 介護人材実態調査

#### ①介護人材実態調査(事業所用・職員用)

安定的な介護保険サービスを提供するための介護人材の確保・定着について、性別、年齢別、資格の有無別などの詳細な実態を把握することで、今後必要となる取組等の検討に向けた基礎資料を得ることを目的とする調査です。

#### ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用【独自設問】)

ケアマネジャーの実態把握を目的とする調査です。

#### ■調査の概要

調査対象者	介護事業所、介護施設等(サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料含む)事業者
調査方法	「医療・介護情報検索システム(管内事業所が閲覧可能)」にて案内文を掲載 持参もしくはデータ送付にて回答
調査期間	令和5年1月10日～令和5年2月3日
配布数	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):114事業所 ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):29事業所
回収数	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):69事業所 ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):21事業所(回答件数:92件)
回収率	①介護人材実態調査(事業所用・職員用):60.5% ②介護人材実態調査(ケアマネジャー用):72.4%

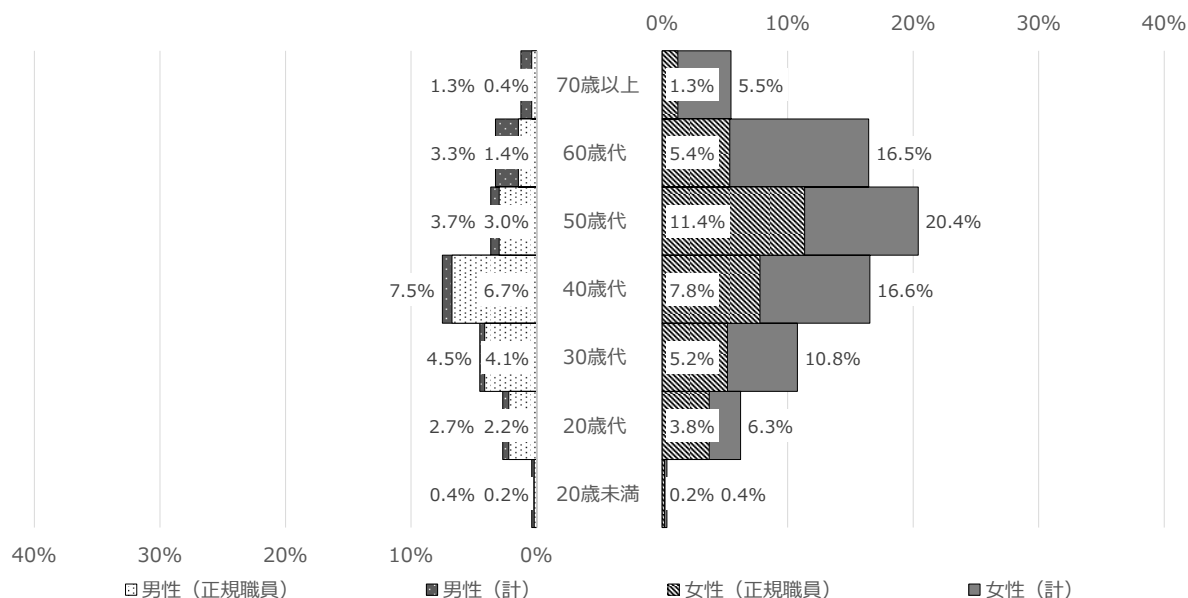
※ 介護人材実態調査は、もとす広域連合(3市町全体)の調査結果を掲載します。

### 性別・年齢別の雇用形態の構成比(全サービス系統合計、n=1036)

『全サービス系統合計』における雇用全体の構成比を性別で見ると、女性が76.5%(女性(計)の年齢別合計値)、男性が23.4%(男性(計)の年齢別合計値)で女性の比率が高く、年齢別で見ると、女性では【50歳代】が20.4%で最も高く、男性では【40歳代】が7.5%で最も高くなっています。

雇用形態の構成比を性別で見ると、男性は正規職員の比率が高く、女性は正規職員と非正規職員の比率がほぼ半数ずつとなっています。

年齢別で見ると、男性は概ね年齢別の違いはなく、女性では【20歳台】で正規職員の比率が高く、【60歳代】【70歳以上】で非正規職員の比率が高くなっています。



※分母には年齢・雇用形態不詳の方を含めて割合を算出しています。

## ■介護職員数の変化

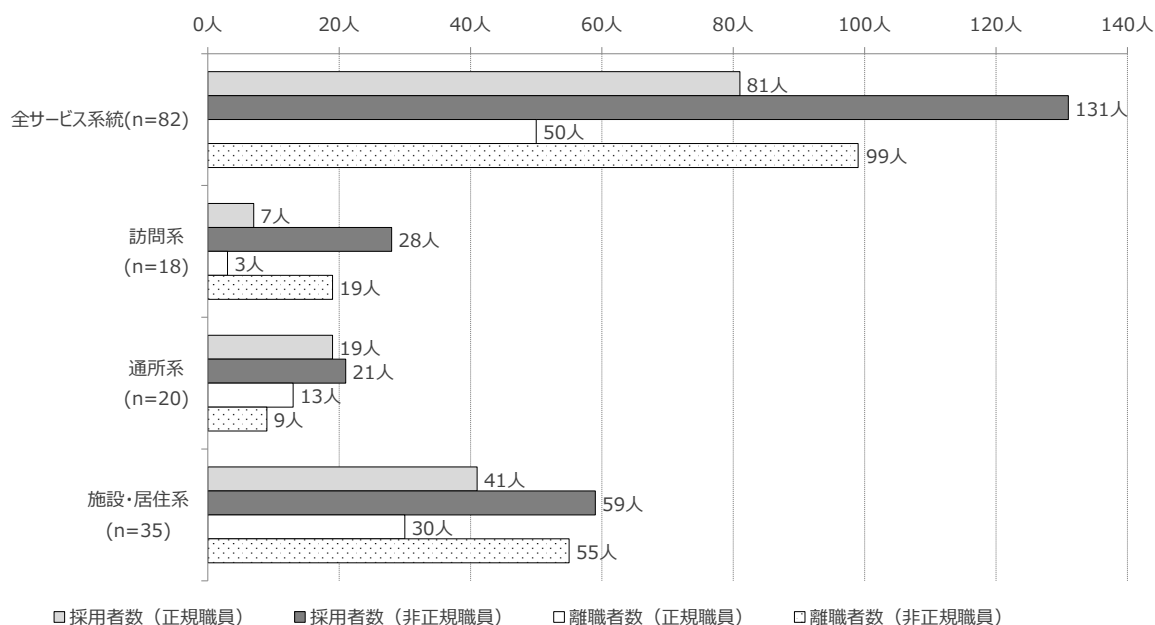
採用者数についてみると、全サービス系統では212人で、その内訳は「正規職員」が81人、「非正規職員」が131人となっています。採用者数をサービス系統別にみると【施設・居住系】が100人と最も高く、【通所系】が40人、【訪問系】35人で続いています。

離職者数についてみると、全サービス系統では149人で、その内訳は「正規職員」が50人、「非正規職員」が99人となっています。離職者数をサービス系統別にみると【施設・居住系】が85人と最も高く、【通所系】【訪問系】がともに22人で続いています。

職員数の増減についてみると、全サービス系統では106.2%となっており、サービス系統別にみると【通所系】が112.4%と最も高く、次いで【訪問系】が107.1%、【施設・居住系】が102.5%となっています。

サービス系統 (該当事業所数)	職員総数(人)			採用者数(人)			離職者数(人)		
	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統 (n=82)	578	503	1,081	81	131	212	50	99	149
訪問系 (n=18)	77	119	196	7	28	35	3	19	22
通所系 (n=20)	91	72	163	19	21	40	13	9	22
施設・居住系 (n=35)	370	254	624	41	59	100	30	55	85

サービス系統 (該当事業所数)	昨年比(%)		
	正規職員	非正規職員	小計
全サービス系統 (n=82)	105.7	106.8	106.2
訪問系 (n=18)	105.5	108.2	107.1
通所系 (n=20)	107.1	120.0	112.4
施設・居住系 (n=35)	103.1	101.6	102.5



※「全サービス系統」にはサービス系統不詳の事業所も含めています。

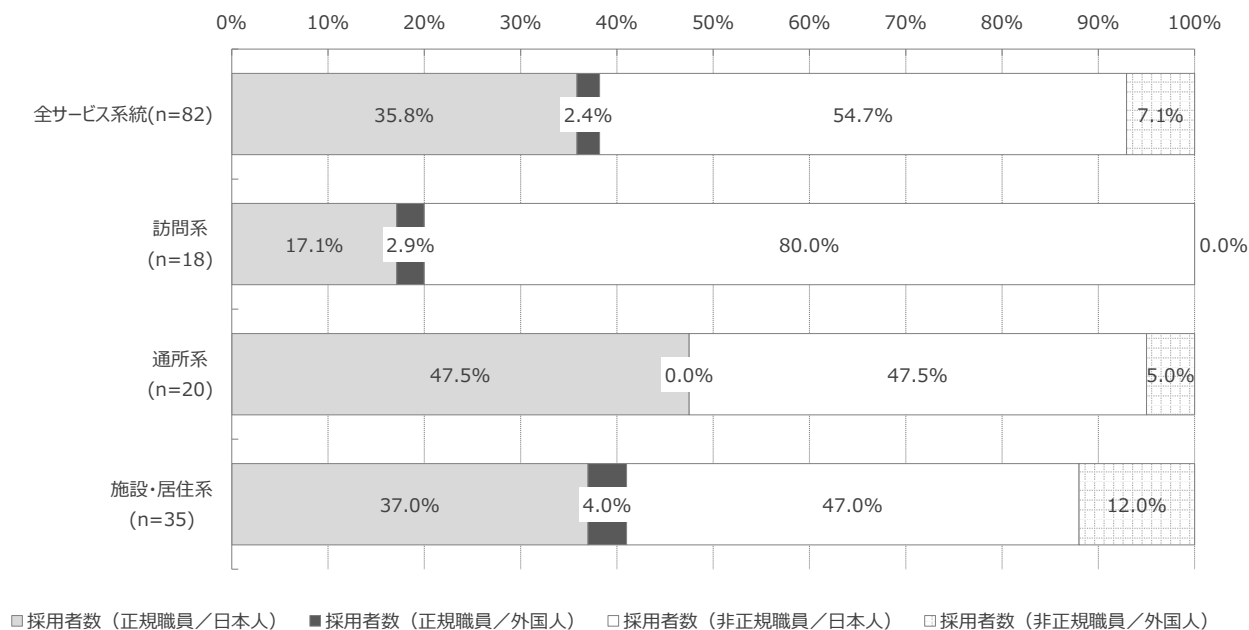
## ■介護職員採用者数(サービス系統別/日本人・外国人別)

日本人・外国人別の介護職員採用者数についてみると、全サービス系統では212人で、その内訳は「日本人」が192人、「外国人」が20人となっています。

採用者数を雇用形態別にみると、全サービス系統では【正規職員採用者数】は81人で、その内訳は「日本人」が76人、「外国人」は5人となっています。【非正規職員採用者数】は131人で、その内訳は「日本人」が116人、「外国人」は15人となっています。

サービス系統別にみると、全サービス系統に比べて【施設・居住系】で「外国人の正規職員採用者数」「外国人の非正規職員採用者数」の割合が高くなっています。

サービス系統 (該当事業所数)	採用者総数(人)			採用者数(正規職員)(人)			採用者数(非正規職員)(人)		
	日本人	外国人	小計	日本人	外国人	小計	日本人	外国人	小計
全サービス系統 (n=82)	192	20	212	76	5	81	116	15	131
訪問系 (n=18)	34	1	35	6	1	7	28	0	28
通所系 (n=20)	38	2	40	19	0	19	19	2	21
施設・居住系 (n=35)	84	16	100	37	4	41	47	12	59



※「全サービス系統」にはサービス系統不詳の事業所も含めています。



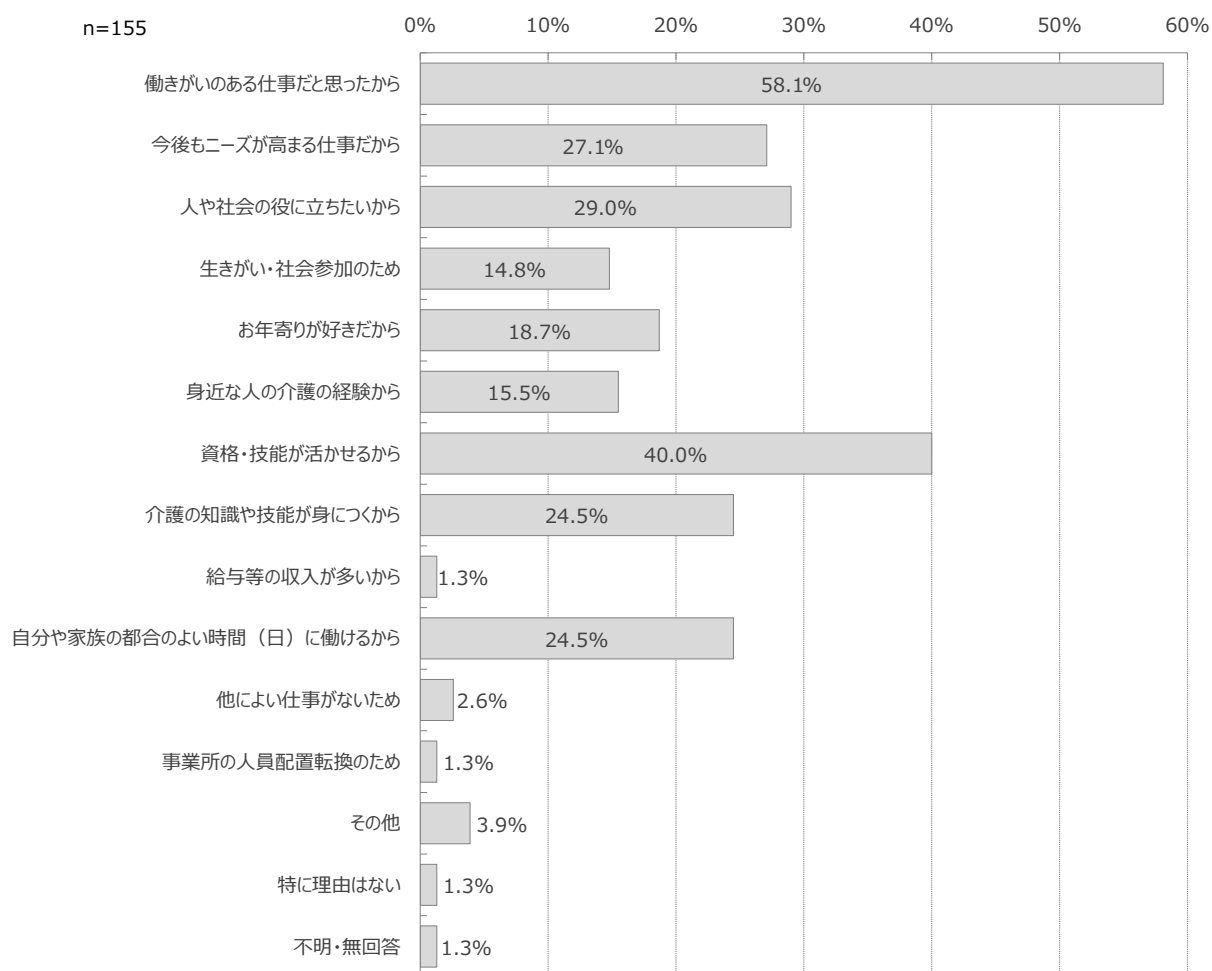
## 問 外国人の雇用における課題など(自由記載)

自由記載を分類化すると、「言葉や文化、就労習慣の違い」に関する意見が12件、「事業者への負担が大きい」という意見が4件、「コミュニケーションが出来れば問題はない」という意見が2件となっています。

内容	件数	内容	件数
言葉や文化、就労習慣の違い	12	利用者が外国人の介護に抵抗がある	1
事業者の負担が大きい	4	その他	5
コミュニケーションが出来れば問題はない	2		

## 問 現在の仕事を選んだ理由(〇はいくつでも)

現在の仕事を選んだ理由についてみると、「働きがいのある仕事だと思ったから」が58.1%と最も高く、次いで「資格・技能が活かせるから」が40.0%、「人や社会の役に立ちたいから」が29.0%となっています。



### 問 今後、業務の質の向上のため、必要だと思うこと(自由記載)

自由記載を分類化すると、「介護技術・知識の向上」に関する意見が15件、「情報の把握・共有」「待遇改善」に関する意見がともに6件となっています。

内容	件数	内容	件数
介護技術・知識の向上	15	利用者とのコミュニケーション	2
情報の把握・共有	6	事務作業のデジタル化	2
待遇改善	6	優先順位の確認	2
マニュアルの作成・徹底	4	その他	8
職員同士のコミュニケーション	4		

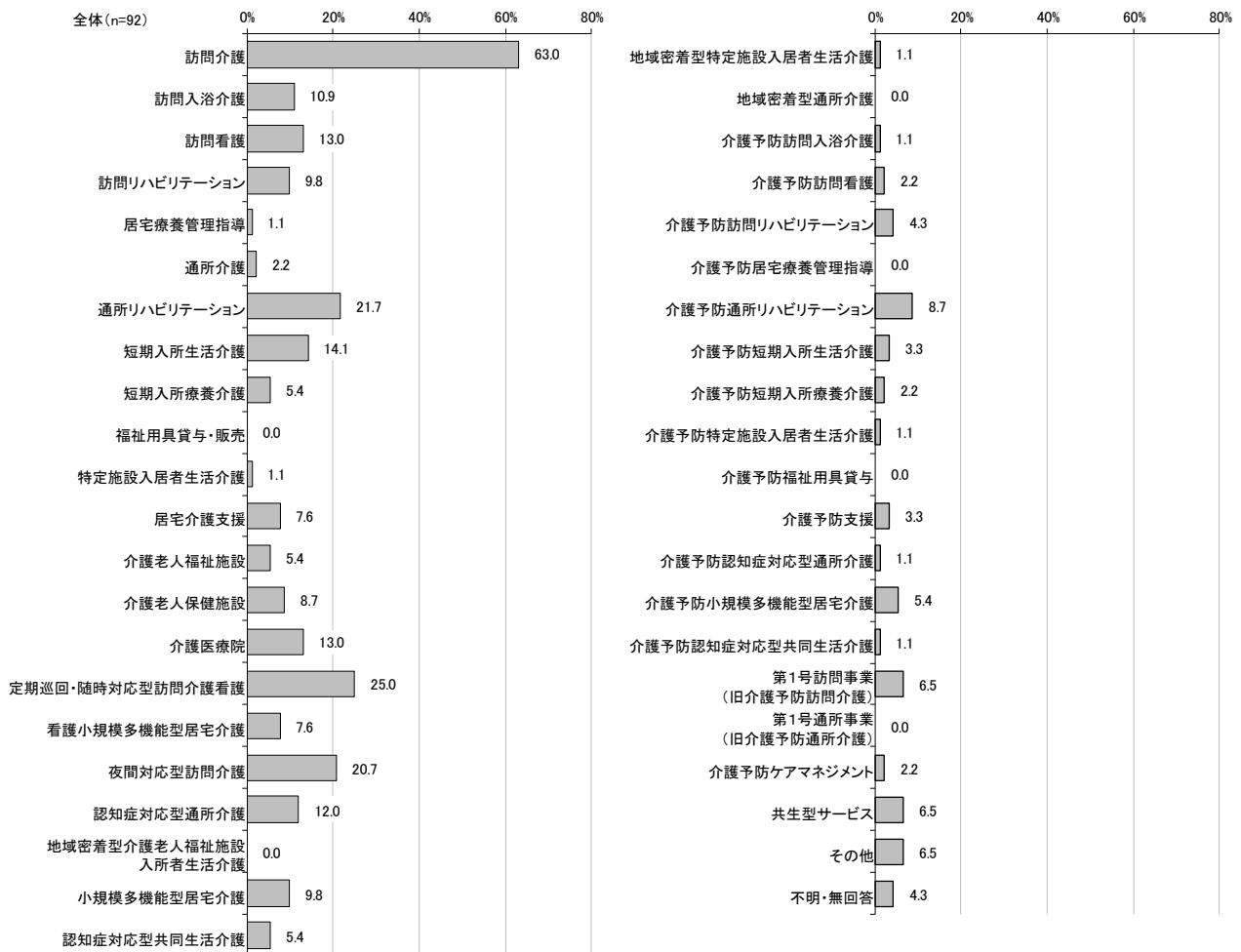
### 問 業務を行うにあたり、困っていること(自由記載)

自由記載を分類化すると、「人員不足」に関する意見が10件、「自分自身の体力について」「利用者への対応」に関する意見がともに8件となっています。

内容	件数	内容	件数
人員不足	10	情報共有	2
自分自身の体力について	8	介護技術・知識の不足	2
利用者への対応	8	待遇改善	2
人間関係	5	その他	13
業務が時間内に終わらない	4		

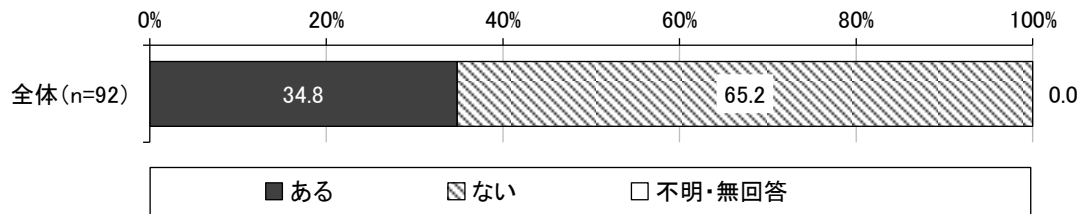
問 介護保険対象のサービスの中で、供給が不足していると感じているサービスはありますか。(〇はいくつでも)

介護保険対象のサービスの中で、供給が不足していると感じているサービスについてみると、「訪問介護」が63.0%と最も高く、次いで「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が25.0%、「通所リハビリテーション」が21.7%となっています。



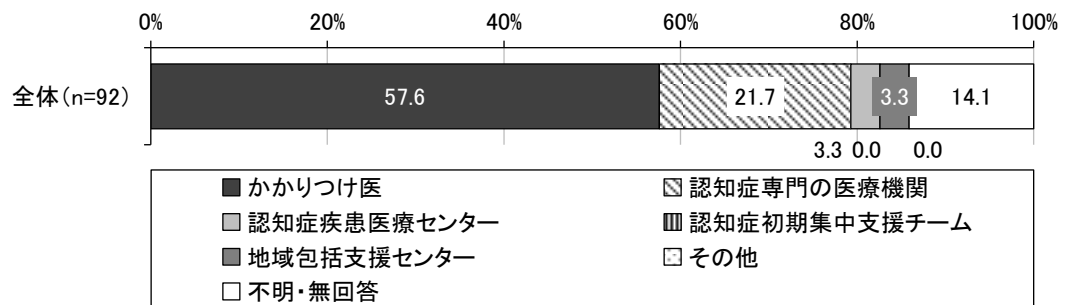
問 直近1年間で、家族介護者等による虐待が疑われるケースに関わったことがありますか。(〇は1つ)

「ない」が65.2%、「ある」が34.8%となっています。



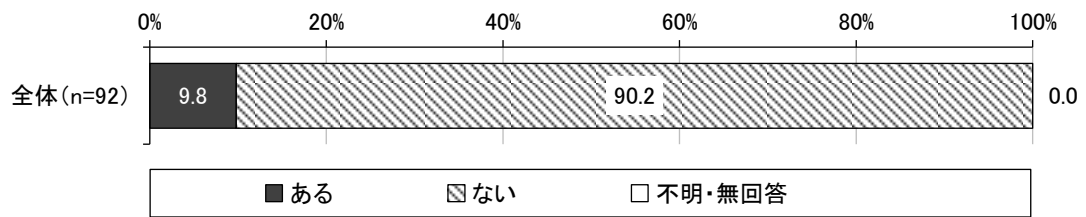
問 利用者の方に認知症と疑われるような症状が出た際、家族に対してどのような相談窓口をすすめますか。(〇は1つ)

「かかりつけ医」が57.6%と最も高く、次いで「認知症専門の医療機関」が21.7%、「認知症疾患医療センター」「地域包括支援センター」がそれぞれ3.3%となっています。



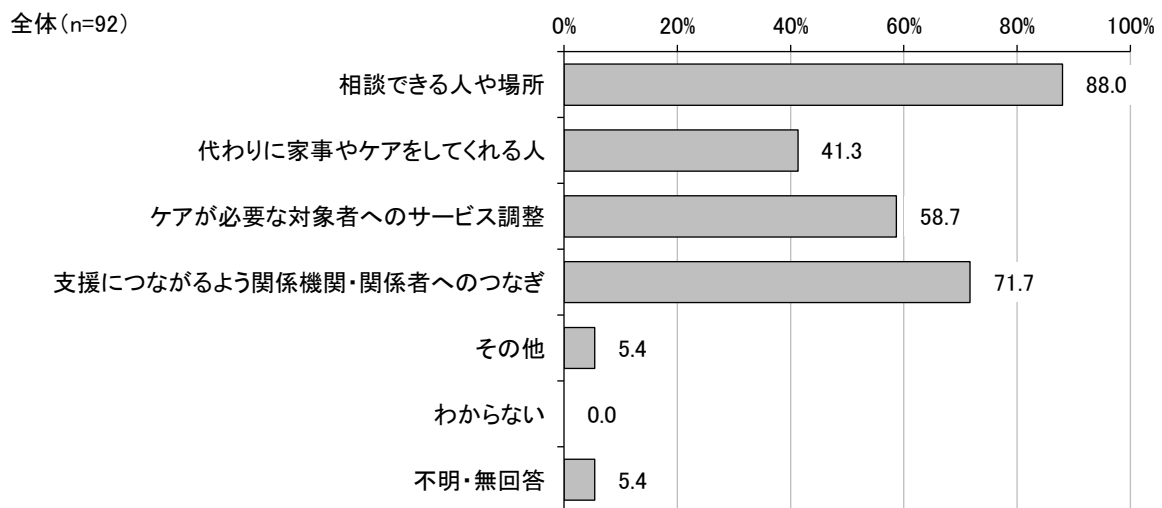
**問 家庭訪問の際に、ヤングケアラーを見かけたことがありますか。(〇は1つ)**

「ない」が90.2%、「ある」が9.8%となっています。



**問 ヤングケアラーにはどのような支援が必要だと思いますか。(〇はいくつでも)**

「相談できる人や場所」が 88.0%と最も高く、次いで「支援につながるよう関係機関・関係者へのつながり」が 71.7%、「ケアが必要な対象者へのサービス調整」が 58.7%となっています。



#### (4) 担い手世代に関する調査

2040年を見据え、これからの介護の担い手となる世代を対象に、介護職に対する意向や介護業界についてのイメージなどを伺うことにより、約20年後に向け、現時点からどのような準備や取組が必要なのかを検討する根拠資料を得ることを目的とする調査です。

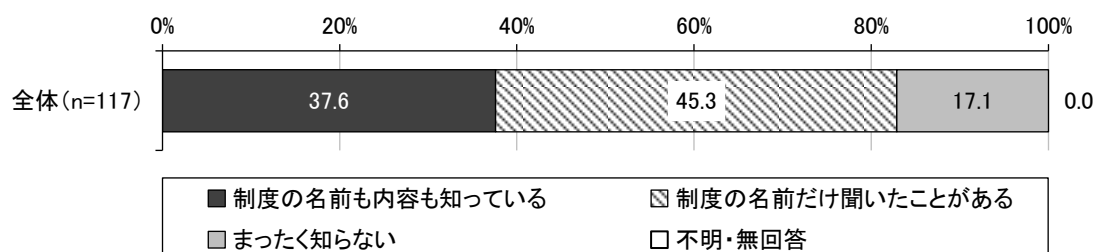
##### ■調査の概要

調査対象者	15～35歳を対象(無作為抽出) ※中学生を除く
調査方法	郵送にて案内文を送付し、webを通じて回答
調査期間	令和5年1月21日～令和5年2月12日
配布数	3,000通
回収数	715通(北方町 117通)
回収率	23.8%

※ 担い手世代に関する調査は、北方町分の調査結果を掲載します。

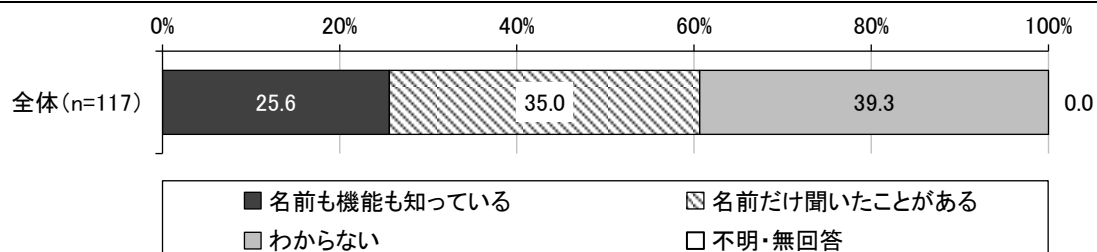
#### 問 介護保険制度について知っていますか。(1つに○)

「制度の名前だけ聞いたことがある」が45.3%と最も高く、次いで「制度の名前も内容も知っている」が37.6%、「まったく知らない」が17.1%となっています。



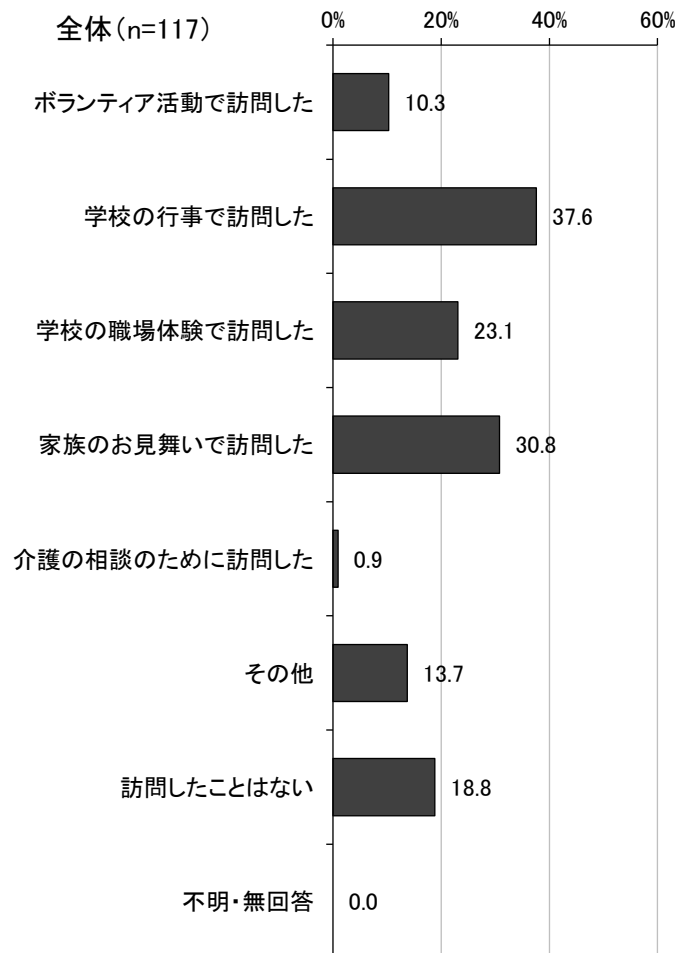
#### 問 地域包括支援センターについて知っていますか。(1つに○)

「わからない」が39.3%と最も高く、次いで「名前だけ聞いたことがある」が35.0%、「名前も機能も知っている」が25.6%となっています。



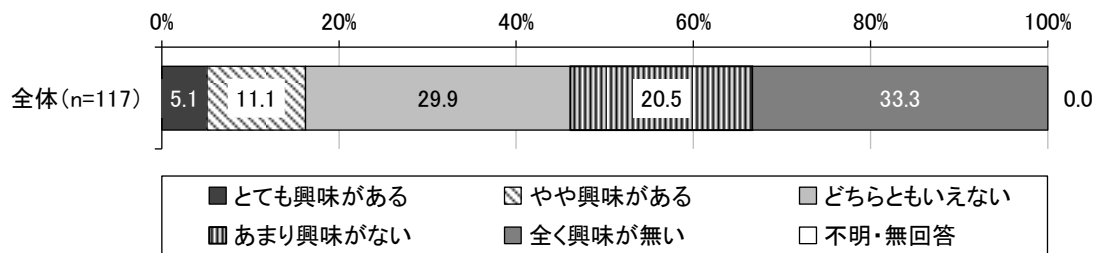
問 あなたはこれまでに介護施設(事業所)を訪問されたことがありますか。  
(あてはまるものすべてに○)

「学校の行事で訪問した」が37.6%と最も高く、次いで「家族のお見舞いで訪問した」が30.8%、「学校の職場体験で訪問した」が23.1%となっています。



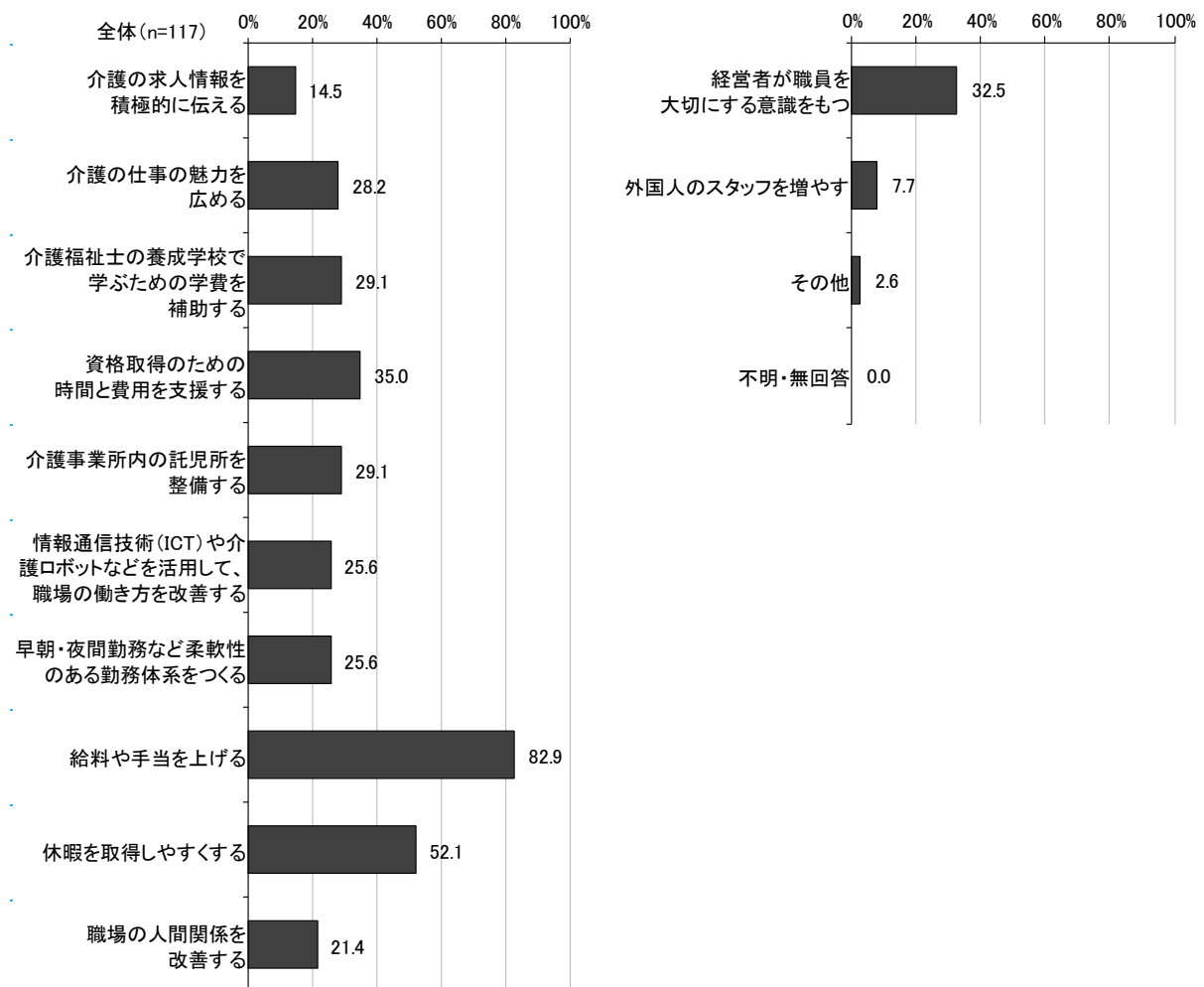
**問 あなたは福祉や介護の仕事に興味がありますか。(1つに○)**

「全く興味が無い」が33.3%と最も高く、次いで「どちらともいえない」が29.9%、「あまり興味がない」が20.5%となっており、「全く興味が無い」と「あまり興味がない」を合わせた『興味がない(計)』は、53.8%と半数を超えています。



**問 今後、不足する介護の人手を確保する上で、どのような対策が必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)**

「給料や手当を上げる」が82.9%と最も高く、次いで「休暇を取得しやすくする」が52.1%、「資格取得のための時間と費用を支援する」が35.0%となっています。





## 2. 北方町老人福祉計画策定委員会設置要綱

---

平成23年12月5日  
告示第87号

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく北方町老人福祉計画(以下「計画」という。)を策定するため、北方町老人福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の策定に必要な情報の収集整理及び提供に関すること。
- (3) その他計画の策定に関し必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の役員又は職員
- (2) 学識経験者
- (3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了する日までとする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉子ども課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月5日から施行する。

### 3. 北方町老人福祉計画策定委員会委員名簿

	区分	所属等	氏名
会長	町関係団体役員	北方町老人クラブ連合副会長	廣瀬 志朗
副会長	町関係団体役員	北方町自治会連絡協議会副会長	住田 誠
	町関係団体役員	北方町民生委員児童委員協議会会長	林 明夫
	介護保険関係施設	ナーシングケア北方施設長	高橋 伸士
	学識経験者	一般社団法人もとす医師会理事	吉田 健一郎
	行政機関	岐阜地域福祉事務所福祉課長	松井 千賀子
	行政機関	もとす広域連合介護保険課長	井尾 昌宏
	町関係団体職員	北方町社会福祉協議会事務局長	林 賢二

(順不同・敬称略)

北方町高齢者福祉計画  
令和6年3月

発行:岐阜県北方町  
編集:福祉子ども課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地  
TEL:058-323-1119  
FAX:058-323-2114